

地 域 指 定 年 度	本 庄	昭 和 47 年 12 月 19 日
	児 玉	昭 和 46 年 12 月 25 日
計 画 策 定 年 度	本 庄	昭 和 49 年 3 月 30 日
	児 玉	昭 和 49 年 3 月 30 日
計 画 見 直 し 年 度	本 庄	昭 和 53 年 8 月 30 日
		昭 和 60 年 9 月 11 日
		平 成 4 年 12 月 4 日
	児 玉	昭 和 52 年 5 月 25 日
		昭 和 60 年 8 月 23 日
		平 成 4 年 1 月 6 日
	本 庄	平 成 12 年 3 月 14 日
		平 成 25 年 3 月 11 日
市 町 村 コ ー ド	令 和 8 年 月 日	
	11211	

本庄農業振興地域整備計画書 (案)

令和 8 年 ○月

埼玉県 本庄市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	4
イ	用途区分の構想	4
ウ	特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画（別記）	6
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第 3	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ	
	総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ	
	総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ	
	総合的な利用の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16

第 5	農業近代化施設の整備計画	17
1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3	農業従事者就業促進施設	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第 8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第 9	付図（別添）	26
1	土地利用計画図（付図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	
別記	農用地利用計画	別添
	(1) 農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	(2) 用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

現在の本庄市（以下「本市」という。）は、平成 18 年に本庄市、児玉町の合併により誕生した。本市は埼玉県の北西、東京都心から 80km 圏に位置している。面積は 89.69km²で、東側に深谷市、西側には上里町、神川町、南側には美里町、長瀨町、皆野町、北側は群馬県伊勢崎市と隣接している。

気候条件は、年平均気温 15.4℃、日照時間 2,106.6 時間、年平均降水量 1,305.8 mm であり、東日本型のうち東海・関東型の気候区分に属している。そのため、夏に雨量が多く、冬に少ないという特徴を持っており、特に北東部から中央部は、日中の気温が比較的高い。また、降水量は 6 月から 8 月にかけての夏期を除き、日雨量 50mm 以上の日が少ない地域である。南西部では寒暖、風力、降雪傾向、霧の発生などに山地性の傾向がみられ、夏期と冬期の寒暖差が激しい。

道路交通においては、首都圏からのアクセスは、国道 17 号、国道 254 号や関越自動車道などにより広域交通網が整備され、農産物を出荷するための交通アクセスに恵まれている。このため生産された農産物は、この恵まれた交通アクセスを利用し、本市だけでなく、首都圏にも出荷されている。

本市の人口は、78,569 人（令和 2 年国勢調査）で平成 25 年から比較すると微減傾向にあり、核家族化が進むなか、令和 12 年に約 72,500 人と見込んでいる。

産業経済の動向については、稲作のほか、首都圏に近い立地特性を活かし、稲作の複合経営を中心とした都市近郊型農業により発展してきたが、都市化や産業構造の変化により、第 3 次産業の比重が今後さらに高まりつつある。この結果、第 1 次・第 2 次産業の就業人口と第 1 次・第 2 次産業の生産額の比重の低下が今後も進展するものと考えられる。

今後も、少子化、農業従事者の高齢化により、農家人口は減少する見通しで、令和 2 年の総農家戸数は 1,249 戸、令和 12 年の総農家戸数は 880 戸となる見通しである。

このような状況下、令和 5 年 3 月に策定した「本庄市総合振興計画・後期基本計画」では、将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向けた計画的なまちづくりが進められている。

本市は、豊かな緑と河川の自然環境を生かして農業が営まれている地域で、主な農産物は水稻、麦、野菜のほか、果樹や花きが盛んである。しかし、農家戸数は、全般的に減少し、従事者の高齢化などから、その基盤がぜい弱な状況にある。この傾向が顕著なため、耕作放棄地が増えており、今後、周辺の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。しかし農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した市民共通の財産で

もあることを十分認識し、農業委員会、埼玉県本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関（以下「関係機関等」という。）と十分に調整し適正な土地利用の誘導を図っていかなければならない。

今後は、「本庄ブランド」の推進や新品種の栽培など付加価値の高い農業の育成や基盤整備による農作業の効率化、農業を志す人たちに対する各種支援の充実などを通じ、積極的に農業に携わる人材を育成していく。また、環境と健康に優しい農業を推進するとともに、地産地消に対応し、販売施設を整備することなどにより、地元農産物の消費を促す環境づくりを行う。

以上のことを踏まえ、農地の流動化を積極的に推進していくとともに、認定農業者、農地所有適格法人等（以下「担い手」という。）の育成のもと、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）に基づいた農地の利用率の向上、生産性の高い農業を推進していくこととする。

なお、都市的土地利用との調整を図りながら、農業振興に寄与する分家住宅、生活環境施設の整備もあわせて推進していく。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	2,115	48.9	26	0.6	345	8.0	1,841	42.5	4,327	100.0
目標 (令和15年)	2,087	48.2	27	0.6	345	8.0	1,868	43.2	4,327	100.0
増減	△28		1		0		27		0	

(注) 資料：現在は固定資産データ、目標は耕地のかい廃を参考

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農用地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するために、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農用地 2,115ha のうち、次に掲げる a～c に該当する農用地 1,741ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）

- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗渠排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地においても、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・野菜（キュウリ、ネギ）等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている施設園芸のハウス
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人等が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるための市民農園及びグリーン・ツーリズムの対象地

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

地域の農業は、畑作を中心に、露地野菜、施設園芸、花き、花木や水稻など多彩な経営が営まれている。農地は、農業生産の場であると同時に、洪水防水機能、保健休養・安らぎ機能、大気浄化機能、気候緩和機能など多面的機能を発揮している。

田については、担い手への農地の利用集積と農業生産組織の法人化、農業用排水路整備補修、農道整備補修、大型機械化体系の確立等の農業生産基盤の整備を推進する。また経営所得安定対策等を活用した新規需要米への取り組みや、野菜の栽培による農地の高度利用によって優良農地の保全を図る。さらに「中山間地域等直接支払制度」の活用による農地の保全や「多面的機能支払制度」によって、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する共同活動組織を設立し、水路や農道等の手入れを通じて農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮を推進する。

畑地は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化と施設園芸の団地化や産地化に努めるため、ほ場条件の整備や地産地消の推進を図り、農地の高度利用による優良農地の保全を図る。また、畑、田が混在した形での土地利用が行われている地区においては、水利、土壌条件を勘案しつつ、それぞれの集団化を進める等、土地利用の再編を促進する。

農業用施設用地は、農産物加工センター、集出荷場、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、施設の高度利用に努める。

単位：ha

区 分 地区名	農用地			採草放牧地			混牧林地			農 業 用 施設用地			計			森林・ 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
本庄北部	721	718	△3	0	0	0	0	0	0	6	6	0	727	724	△3	0
本庄南部	223	222	△1	1	1	0	0	0	0	2	2	0	226	225	△1	0
児玉北部	359	358	△1	0	0	0	0	0	0	6	6	0	365	364	△1	0
児玉南部	416	415	△1	0	0	0	0	0	0	7	7	0	423	422	△1	0
計	1,719	1,713	△6	1	1	0	0	0	0	21	21	0	1,741	1,735	△6	0

（注）現況は「令和6年度 基礎調査結果値」より、将来は10年後である。

イ 用途区分の構想

（ア）本庄北部地区（A-1・A-2）

上里幹線、備前渠用水の水系にあり、田畑が混在した形での土地利用が行われている。田については、備前渠用水と元小山川間に帯状に断続的に連坦し、ほ場整備済みの平坦な農地が広がっている。小区画のほ場整備済区域においては、農道、用排水路、ほ場の再整備を推進し、経営所得安定対策等を活用しつつ主穀、施設野菜、飼料作物、新規需

要米を中心とした作付けに供する汎用田として区分する。

畑については、露地野菜、施設野菜の生産地として経営の確立を図るとともに、生産条件整備を行いつつ高生産性・高収益性農業の振興を図る農地として区分する。

(イ) 本庄南部地区（B－１・B－２）

上里幹線、九郷用水の水系に田畑が混在した形で土地利用されている。南北に走る県道本庄寄居線から西の部分が市街化区域に編入となったため、同区域をはさんで東西に大きく分断されている。東部地区（県道本庄寄居線以東）の農用地は、ほ場整備が未実施であるので、大型機械化体系を前提とした大区画ほ場への整備を推進し、団地化の推進と経営所得安定対策等を活用しつつ主穀、施設野菜、飼料作物、新規需要米を中心とした作付けに供する汎用田として区分する。

中央部の九郷用水の受益となっている農用地は、汎用化を図り、主穀の団地化、施設野菜団地、酪農を中心とした利用を図る。西部地区の九郷用水、上里幹線の受益となっているほ場整備済み農地は、汎用化を図り、経営所得安定対策等を活用しつつ主穀、施設野菜の団地化を進める。

畑については施設野菜、露地野菜、果樹等の産地として経営の確立を図るとともに、生産条件整備を行いつつ高生産性・高収益性農業の振興を図る農地として区分する。

(ウ) 児玉北部地区（C－１・C－２）

九郷用水系及び美児沢用水系に属する平坦部の農用地は、概ね中央に田が集約しその周辺に畑が配置した形で土地利用されている。当該地区のほとんどがほ場整備実施済みである。今後は、大型機械化体系の構築と農業の近代化を図り、有効な土地利用を図るため、経営所得安定対策等を活用しつつ主穀、施設野菜、飼料作物、新規需要米を中心とした作付けに供する汎用田として区分する。

畑については施設野菜、露地野菜の産地として経営の確立を図るとともに、高生産性・高収益性農業の振興を図る農地として区分する。

(エ) 児玉南部地区（D－１・D－２）

九郷用水系及び児玉幹線用水系に属する国道 462 号線から北へ神川町に接するまでの平坦地は水田として利用され、ほ場整備実施済みであり、丘陵地は、畑、樹園地として利用されている。また、国道 462 号線から南の丘陵地帯も水田、畑、樹園地として利用されている。美児沢用水系の未整備地区においては、農道、用排水路、ほ場整備を推進し、経営所得安定対策等を活用しつつ主穀、施設野菜、飼料作物、新規需要米を中心とした作付けに供する汎用田として区分する。

畑については、露地野菜、施設野菜の生産地として経営の確立を図るとともに、生産条件整備を行いつつ高生産性・高収益性農業の振興を図る農地として区分する。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし

2 農用地利用計画

別記農用地一覧のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図り、担い手への利用集積による経営規模の拡大等の促進をはじめ、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、かんがい排水整備等の水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しつつ進める方針である。

今後は、地域の現状を十分考慮し、また、環境との調和に配慮し、農業者の合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道、暗渠排水等の整備を推進し、通作条件を整える。

なお、農業生産基盤の整備事業の実施に当たっては、田園環境と調和した低コストの整備手法を導入することに努める。

(ア) 本庄北部地区（A－1・A－2）

田は、高性能機械の導入による生産性の向上及び担い手による土地利用型農業をめざし、小区画のほ場においては、ほ場区画の大型化による土地生産性の向上を推進する。また、通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度を考慮して整備を行う。

畑は、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を推進する。

(イ) 本庄南部地区（B－1・B－2）

田は、高性能機械の導入による生産性の向上及び担い手による土地利用型農業をめざし、未整備地区の田においては、ほ場整備を推進する。また、通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度を考慮して整備を行う。

畑は、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を推進する。

(ウ) 児玉北部地区（C－1・C－2）

田は、高性能機械の導入による生産性の向上及び担い手による土地利用型農業をめざし、小区画のほ場においては、ほ場区画の大型化による土地生産性の向上を推進する。また、通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度を考慮して整備を行う。

畑は、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を推進する。

(エ) 児玉南部地区（D－1・D－2）

田は、高性能機械の導入による生産性の向上及び担い手による土地利用型農業をめざし、未整備地区の田においては、ほ場整備を推進する。また、通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度を考慮して整備を行う。

畑は、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を推進する。
樹園地は、果物の荷いたみ防止を図るため、舗装を積極的に推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地中間管理機構関連 農地整備事業	区画整理 A=30ha 排水路工 L=1,577m その他 4箇所	栗崎・向田	30ha 28ha	①	
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 A=53ha	秋山・小平	53ha	②	
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 A=33ha 畑かん施設 A=107ha	前組・田端 (新里)	107ha 57ha	③	
水利施設等保全高度化事業	用水路工 L=4,800m	上里北部	228ha 23ha	④	
水利施設等保全高度化事業	用水路工 L=9,100m その他 6箇所	荒川中部 右幹線	449ha	—	
水利施設等保全高度化事業	用水路工 L=13,600m 水路改修 L=3,900m その他 2箇所	荒川中部 左幹線	678ha 7ha	—	
水利施設等保全高度化事業	用水路工 L=15,000m	金屋	95ha	⑤	
国営かんがい排水事業	頭首工 1箇所 揚水機場 1箇所 用水路 L=57.1km 水管理施設 1式	荒川中部	3,212ha 7ha	—	

農業生産基盤整備開発計画図 付図2号

3 森林の整備その他林業の振興との関連

樹園地での農道整備は、森林の整備としての要素も大きいため、林道整備等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくために、最も基礎的な農業生産基盤である。本市は、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ農地の有効利用を図る。このため、関係機関等と連携し、地域計画に基づき、農地中間管理事業を通じ、担い手への農地の利用集積を推進し、農用地の保全を図る。

農用地の保全については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、耕作放棄地の農業上の利用増進を図り、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取り組みと併せて、「多面的機能支払制度」「中山間地域等直接支払制度」の取り組みの推進を図り、農用地の維持、管理を図る。

また、埼玉ひびきの農業協同組合や各種農産物研究会等との連携により、市内の特色ある農産物の直売や各種イベントの開催、市民と農業との交流や体験の場の充実を通して、市民の一層の理解を得ることにより、農用地の保全を図る。また、そのための場として、市民農園の活用を推進する。

(ア) 本庄北部地区（A－1・A－2）

「多面的機能支払交付金」を活用し、農用地の保全に努める。

(イ) 本庄南部地区（B－1・B－2）

「多面的機能支払交付金」を活用し、農用地の保全に努める。

(ウ) 児玉北部地区（C－1・C－2）

「多面的機能支払交付金」を活用し、農用地の保全に努める。

(エ) 児玉南部地区（D－1・D－2）

「多面的機能支払交付金」のほか、「中山間地域等直接支払交付金」を活用し、農用地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
防災重点農業用ため池緊急 整備事業	堤体工 1 式	高柳の池	5ha	1	
農業水路等長寿命化・防災減災 事業	堤体工 1 式 その他 1 式	馬内池	1ha	2	
農業水路等長寿命化・防災減災 事業	その他 1 式	一の谷池	2ha	3	
農業水路等長寿命化・防災減災 事業	その他 1 式	細田の池	2ha	4	

農用地等保全整備計画図 付図 3 号

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の保全管理の支援

a 担い手への利用集積

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、関係機関等との連携を図る中で、地域計画を基にして、中間管理事業を通じ、担い手への農地の利用集積を推進し、農業上の利用の増進を図る。

b 景観形成作物の栽培による美しい地域づくり、景観づくりの推進

美しい地域づくりや景観づくりを推進するため、地域共同活動作業による「農業の有する多面的機能の発揮の促進」を推進することにより、景観形成作物の栽培を促進し、都市と農村の交流を推進する。

(2) 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備

耕作放棄地を活用し、景観形成作物の栽培を促進し、都市と農村の交流を推進するほか、市民農園への利活用を推進する。

(3) 農地の保全管理等のための資金支援

「中山間地域等直接支払制度」・「多面的機能支払制度」を活用し、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動に対し、一体的かつ総合的に資金を支援し、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

(4) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

中山間地域等の生産条件が不利な地域では、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落での合意形成を基に協定等を締結し、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害危険箇所においては、森林の保全と一体的に農用地の保全を図るため、危険箇所の整備事業との整合を確保しつつ、危険地域の保全を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農地中間管理事業を活用した農地の流動化の推進と、担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。

また、本地域の条件に適した重点作物である水稲、野菜（キュウリ、ネギ、ブロッコリー等）、花き（洋ラン）、畜産（養豚、酪農、養鶏）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

(ア) 本庄北部地区（A-1・A-2）

当該地区は、ほ場整備については、藤田地区の一部を除き整備が図られ、また、新農業構造改善事業により施設園芸団地、機械化集団等が育成されている。今後は、さらに農地の集積をはじめ、農作業受委託、農用地の集団的有効利用を促進し、主要作物（キュウリ、ネギ、ブロッコリー、ヤマトイモ、レタス、花き（洋ラン）等）の主産地化を推進する。

(イ) 本庄南部地区（B-1・B-2）

当地区は、生産組織、生産団地（施設園芸、酪農、養豚）、米麦生産集団（機械化集団）の育成を図り、地域特性を生かした主穀（米、麦）、野菜（キュウリ、ネギ、ブロッコリー等）、酪農、養豚による複合経営を推進する。ほ場整備については、今井地区と北泉地区の一部を除き整備が図られている。

(ウ) 児玉北部地区（C-1・C-2）

当該地区のほとんどがほ場整備を実施済みである。今後は、主穀（水稲、麦）、野菜（キュウリ、ネギ、ブロッコリー等）、花き（シクラメン）、酪農、養豚等による複合経営を推進する。

(エ) 児玉南部地区（D-1・D-2）

当該地区は金屋地区の一部がほ場整備されている外はほとんどが未整備のほ場で、約3割が水田、7割が畑、樹園地として利用されている。今後は、農地の利用集積を図り主穀（水稲、麦）、野菜（キュウリ、ネギ、ブロッコリー、ナス、タマネギ等）、花き（洋ラン）、酪農、養豚等による複合経営を推進する。

なお、主穀単一経営、イチゴ複合経営、果樹経営、肉用牛経営等、例示するに至っていない経営体についても市の農業振興のうえで、育成すべき経営体として推進する。

区分	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個人経営	主穀複合経営	12.0ha	水稲 4.0ha 小麦 10.0ha ネギ 1.0ha	-	75%
	露地野菜 ＋ 主穀経営	5.0ha	水稲 2.0ha ネギ 1.0ha ブロッコリー 2.3ha	-	
	施設キュウリ ＋ 露地野菜経営	2.25ha	キュウリ 0.5ha ネギ 0.6ha ブロッコリー 0.8ha	-	
	施設キュウリ経営	0.35ha	キュウリ 0.7ha	-	
	ヤマトイモ ＋ 露地野菜経営	4.0ha	ヤマトイモ 3.0ha ゴボウ 1.0ha	-	
	露地野菜経営 (ネギ、ブロッコリー主体)	2.7ha	ネギ 1.2ha ブロッコリー 2.3ha レタス 0.2ha	-	
	施設トマト ＋ 露地野菜経営	2.75ha	トマト 0.25ha ネギ 0.8ha ブロッコリー 1.1ha	-	
	鉢物経営 (洋ラン)	0.23ha	カトレア 0.115ha ファレノプシス 0.115ha	-	
	養豚経営	豚頭数 950 頭	種雌豚頭数 80 頭 年間出荷頭数 1,700 頭	-	
	酪農経営	経産牛 35 頭 飼料作付地 5.0ha	乳用牛 45 頭 飼料作物 10.0ha	-	
	切り花経営	0.8ha	宿根アスター 0.2ha コギク 0.15ha	-	
	生しいたけ経営	植菌本数 15,000 本 用役櫓木保有本数 用役櫓木 29,000 本	1 年櫓木 15,000 本 2 年櫓木 14,000 本	-	
団体経営体	鉢物経営 (洋ラン)	ガラス温室 0.23ha	カトレア 0.115ha ファレノプシス 0.115ha	-	
	養鶏経営	採卵鶏 21,000 羽	常時成鶏羽数 19,870 羽 鶏卵年販売量 卸 205,033kg 産直 87,872kg	-	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業者への農地の利用集積を推進し、農業経営の規模拡大を実現し、生産性の向上と農業の体質強化を図る。

このため、地域の農業者等と協議を行い、農業上の利用が行われる農用地等の区域に地域計画を定め、地域農業の将来のあり方や、目指すべき農用地利用の姿である目標地図を明確にし、その実現に向けて農地中間管理事業を通じて農用地の流動化を推進する。

米麦を中心としている土地利用型農業については、担い手への農地の利用集積に併せて集落での話し合いを通じて、作付け地の集団化や耕作放棄地の解消を推進するとともに、裏作の導入等による農用地の高度利用を推進する。また、農作業の共同化や機械、施設の有効利用等を図り地域全体として土地利用の高度化と生産コストの低減を推進する。さらに、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進を図る。

野菜を中心とする集約型農業については、収穫、出荷等に多くの労働力を要することから、先端技術の活用や共同選果等作業の効率化、快適な農作業環境の整備、農業労働の支援システムの確立を図るとともに、労力を効率的に配分する輪作体系を形成していく。また、高収益作物の導入や「365日本庄野菜」の名のとおり多品目の作付けに取り組める地の利を生かした「本庄ブランド」を推進し特色ある農作物のブランド化による販路拡大を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、地域計画の策定更新を通じて、担い手への農用地の利用集積を推進し、これにより規模拡大及び農用地の効率的な利用を図る。

(1) 認定農業者等の育成対策

担い手が省力化など効率的な農業経営を実現できるよう、関係機関等と連携し、農業経営研修の実施や農業制度資金の活用に関する相談を行う。また、経営改善計画の達成を目指し、経営や生産技術の改善に向けた指導に努める。

(2) 農用地の集団化対策

土地改良事業完了地区を中心に、土地の地理的条件等を十分配慮し、中間管理事業を活用した農用地の流動化を推進し、農用地の団地化に努める。

(3) 農地中間管理事業を活用した農用地の流動化対策

地域計画の目標を達成するため、農地中間管理事業の活用や協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行い、担い手への農用地の利用集積を図る。

(4) 農作業の受委託の促進対策

担い手と兼業農家・高齢農業者を結びつけ、農業機械の共同利用や作業の効率化を進め、農作業の受委託を推進する。

(5) 農作業の共同化対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入・施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を促進する。

(6) 農業生産組織の活動促進

研修や技術指導等の充実を図り、消費者ニーズや、農作業の受委託、農作業の共同化を進め、組織活動を推進する。また、関係機関等との連携を図り、農業経営の規模拡大とともに、農用地の効率的利用を図るための組織育成に努める。

ア 水稻・麦

水稻は、コスト低減及び規模拡大による水田の高度利用による水田農業確立のため、集落営農等の生産組織による団地化の促進と生産単位の拡大を推進する。

イ 野菜

後継者育成と平行して新規参入者、他品目から転換した農家への技術的支援を行い、産地の維持拡大に努める。

ウ 果樹

生産基盤の整備と連動して後継者育成や新規参入者への第三者継承の支援を行い、園地流動化の推進並びに共同防除施設機械等を核とした生産組織の強化・経営規模の拡大を図る。

(7) 地力の維持増進対策

地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。

(8) 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣の生息分布の拡大に伴い増加した農業被害を防止するため、地元の猟友会と

の連携等、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

埼玉県中央部森林組合等との連携により、林産資源の活用等を推進するとともに、観光資源となる場所の整備等により都市住民との交流等を促進し森林資源の有効活用を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、消費者ニーズに対応した農業の持続的発展を図るため、地帯特性に応じた団地化に努め、生産振興を図る。また、環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組みとして、みどり認定（「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定）や「有機 100 倍運動」の推進、耕畜連携による飼料作物及び特産物の栽培促進による産地化と地産地消による活力ある農業を推進する。このため、既存施設の有効利用を推進するとともに、農産物の出荷や選別作業等の効率化・共同化をより一層図るため、ロットの確保、共同選果施設の整備を推進する。また、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進するとともに、持続可能な循環型社会の構築を推進する。さらに、都市住民との交流や都市と調和した特色ある農業の実現を基本に、農業・農村地域の活性化を図るため、既存施設を活かし、本庄の農産物のPRや郷土料理の提供を図る。このため、埼玉ひびきの農業協同組合や各種農産物研究会等との連携により、市内の特色ある農産物の直売や各種イベントの開催などの市民と農業との交流の場の充実とともに、農業生産基盤の整備と併せて、集落単位基礎とした地域農業集団の組織強化、法人化の推進により農業生産体制の組織化など「人と人」が連携し、人づくりによる管理運営組織の確立によって、施設の効率的利用と維持管理体制の確立を推進する。

ア 水稻

効率的で生産性の高い稲作経営を実現するために、地域や集落で水田の流動化を図り経営規模の拡大を図るための土地利用調整や経営の近代化、省力・低コスト化を図るため大型コンバイン等の高性能農業機械の計画的導入や集団防除を推進する。また、環境にやさしい農業を目指して、土づくりを推進するとともに、減農薬・減化学肥料の安全でおいしい米づくりを推進する。

イ 麦

二毛作地帯、種子生産という特色から、水稻との組み合わせにマッチングする生産体系の確立を図る。

ウ 野菜

消費の多様化・周年化が進んでいるため、需要動向に対応できる安全で高品質な野菜の計画的な生産出荷を目指し、スマート技術の導入等近代化を推進する。鮮度・味・安心感を求める消費者の要望に対応するため、直売の推進・拡大を図る。

エ 果樹

消費者ニーズに沿った高品質果実の生産コスト低減と計画的な生産出荷を図る必要がある。このため、優良品種系統の導入・更新を図り、消費者嗜好に即した生産を推進する。また、高温耐性品種の導入・更新を図り、最近の気候変動に即した生産を推進する。さらには、出荷調製時間短縮を図るための施設の近代化や省力樹形の導入を推進する。

オ 花き

産地強化を図るため、栽培面積拡大と併せて施設化を推進する。また、新技術の導入や低コスト生産を図るなど、高品質花きの安定生産のために施設の近代化に努める。

カ 畜産

耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率向上を図るとともに、堆肥舎の整備を推進して環境と調和する畜産経営を推進する。

(1) 本庄北部地区 (A-1・A-2)

本地区は、畑作を中心に施設野菜、露地野菜、酪農を行っている。

今後は、露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、収穫後から出荷までの機械化・自動化を推進するとともに、集出荷施設等の近代化を図る。

(2) 本庄南部地区 (B-1・B-2)

本地区は、米麦、酪農、養豚、果樹、施設野菜、露地野菜と多様である。

今後は、担い手に対して、農地の集積や農作業受委託による農地の流動化を推進する。また、酪農等は耕種農家との連携を図る。

(3) 児玉北部地区 (C-1・C-2)

本地区は、水稻、施設野菜、露地野菜を行っている。

今後は、農地の利用集積や露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、収穫後から出荷までの機械化・自動化を推進する。

(4) 児玉南部地区 (D-1・D-2)

本地区は、水稻、施設野菜、露地野菜、酪農等を行っている。

今後は、北部の施設更新事業、南部のは場整備を推進し、農地の利用集積や露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、収穫後から出荷までの機械化・自動化を推進する。酪農等は耕種農家との連携を図る。

2 農業近代化施設整備計画

効率的かつ安定的な農業経営を目標とする多様な農業を展開していく上で必要な生産、流通、加工、販売、情報等の施設整備を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

しいたけ等の特用林産物の生産性の向上と販路の拡大を図るため、人工桧場の整備を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、農業体験が実施されているが、就農支援施設や情報通信施設は整備されていない状況である。しかし、埼玉県全体として、農業研修教育を埼玉県農業大学校で行っている。

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、本市の農業・農村の活性化を図る上で、農業生産に必要不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成・確保などによる効率的土地利用が不可欠となっている。また、農村女性は、農業・農村の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層資質の向上を図っていくことが必要である。

このため、地域農業の担い手を育成・確保するため、認定農業者育成制度などの有効性のある助成処置のほか、「児玉地域担い手育成総合対策協議会」「埼玉県農業大学校」等と連携し、青年農業者等の担い手の確保を図るとともに、担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるように、農地の利用集積を推進する。

また、広く農業外から人材を集め育成する青年農業者等育成センター（埼玉県農林公社）の活用を推進し、研修の充実を図るなど、農業経営や地域づくりの参画に努める。

さらに、地域の農業等の魅力を市内各所にあるまちの駅による情報発信や、広報などを通じ、市民へ提供することにより、都市と農村の交流、地域農産物等の販売体制の強化、女性・高齢者の能力発揮等による「農業の6次産業化」^{＊)}を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

「農業の6次産業化」^{＊)}：農産物の生産（1次産業）×加工（2次産業）×販売（3次産業）＝総合産業（6次産業）
を目指した言葉

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者育成については、新規就農者や退職者等を対象に認定農業者（個人・法人）の協力のもと、体験学習及び技術指導を行う。また、埼玉ひびきの農業協同組合等を中心とした栽培指導研修を行い農業就業者の確保に努める。このため農業情報に係る情報通信施設の整備を図る。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
情報通信施設	まちの駅	全市	都市住民	－	まちの駅の機能充足

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 多彩な担い手の育成

ア 女性活動の推進

農業経営のあらゆる場で女性がいきいきと働き、ゆとりをもって活動できるように、家族経営協定の締結を促進するとともに、地域農業や農業団体等の方針決定への女性参画に努めていく。

イ 高齢者の活動の推進

優れた農業経営者による生産性の高い農業経営の確立と高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、農村高齢者を農業や地域活動の担い手のひとつとして積極的に位置づけるとともに、農村の生活文化の伝承者として、営農・生活技術の伝承者としても位置づけ、地域活動の活性化等の面において高齢者が生きがいを持てるような農業に関する活動を支援する。

ウ 農業法人化の推進

税制、融資制度、社会保険制度等の制度面と、経営管理、人材確保・育成、対外的信用力、経営発展等の経営・運営面のほか、法人化による義務等をPRする等、農業再生協議会等と連携を図り、経営管理・記帳・税務相談会等を開催して認定農業者や営農組織の法人化の支援に努めていく。また、農業法人が雇用する農業者に対する情報提供や研修等の支援に努めていく。

エ 農業生産補完体制の整備

埼玉ひびきの農業協同組合と連携して農家と地域住民の相互支援の調整を図り、雇用労働の安定確保に努めるとともに、都市住民による援農ボランティアを育成する。

(2) 生産基盤となる農地取得の支援

農業委員の掘り起こし活動を活性化するとともに、農地活用相談窓口などを通じて地域計画を基にして、農地の貸し手と借り手など、農地の利用調整などにより、円滑な取得のため、支援に努めていく。特に、農地の有効的な利用集積を促進するため、農地中間管理事業の推進に努めていく。

(3) 新規就農者への支援

新規就農者が円滑に就農できるように、農業技術や知識の習得、就農準備に必要な支援を行うため、関係機関等が、日常的な相談活動に努めていく。

(4) 就農準備等に必要な資金の支援

相談窓口活動を行うとともに、農業近代化資金などの制度資金に対する利子補給を継続する。

(5) 農業教育の推進

次世代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、教育委員会と連携し、小中学校での食育や学校ファームの推進に努めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

都市住民や身近な自然環境を求めて、都市と農村との交流が進展している昨今、既存施設や地域の実情に応じて、施設の整備を行い、観光業とのタイアップによる新たな地元の食材を使った飲食物の提供、農産物やその加工品の直売などの地産地消の取り組みを推進する。これによって、農産物の販路の拡大とともに、農産物加工品づくりや販売、体験交流による恒常的勤務による雇用創出を促進し、日雇・臨時雇等の減少に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手への農地集積を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいは兼業作物体系の確立を図ることによって、農用地の有効利用と併せ農業の就業安定を促進する。

(1) 就業相談・指導活動

農家を対象とした配布アンケート調査や個別調査等を実施し、就業の意向を的確に把握するとともに就業相談所等組織の整備によって就業相談、指導活動を強化する。

(2) 6次産業の推進

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、史跡等の有形無形の伝統文化等々の地域資源を活かし、市民や東京をはじめ、訪れる都市住民との交流の拡大とともに、安定的な就業の場の創出を推進する。

都市住民との交流は、消費者との相互理解、自らが地域に対する再認識につながるといった社会的効果を有する取り組みとともに、農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待され、これを実現するための施設整備として、直売加工施設の整備や都市農村交流施設の整備を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

既存施設における農産物直売コーナーや本庄産農産物を原料とする農産物加工施設で、農業従事者の就業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、今後、多様化・高度化する行政需要に的確に応えるため、現在、本市が抱える生活環境上の安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の課題点を把握・解決し、「あなたと活かす、みんなで育む、歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の将来像の実現にむけ、生活環境施設整備を農業生産振興対策と併せて推進する。

(1) 安全性の向上

災害の危険のある急傾斜地崩壊危険区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」の見直しを随時行っていく。また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、市全体で総合的な防災訓練の実施に努める。

また、交通危険箇所への対応及び防犯灯、消防水利（消火栓、防火水槽）の整備を計画的に実施し安全確保に努める。

近年、増加・凶悪化する犯罪に対し、防犯意識を高めるため自治会やPTA、ボランティア等の関係団体の連携を促し、地域における防犯体制の整備に努める。

(2) 保健性の向上

ごみ処理については、環境と経済が両立する循環型社会の構築に向けての活動が行われているものの、空き缶、空きペットボトル等が農地、道路、用排水路に不法投棄されている状況にあることから、ごみを投棄しないよう啓発活動を推進する。

下水道は、接続率を高めるため啓発活動を実施しながら、公共下水道や農業集落排水施設の適切な維持を図るほか、合併処理浄化槽の普及を図る。

医療については、市民が必要な時にすぐに医療提供が受けられ、常に安心した生活が送れるよう救急医療体制の整備等今後一層の充実を図る。

(3) 利便性の向上

近隣都市への広域交通が充実している一方、高齢者や子どもなどの交通弱者に対する地域交通の充実が求められており、公共交通サービスの一層の充実を図る。

(4) 快適性の向上

公園緑地については、地域住民や利用者に癒しや安らぎを与える憩いの場として、公園機能の充実や緑化の推進を図る。また、高齢化対策として、医療施設、福祉施設の整備を図るとともに子育て支援については、多様化・複雑化した社会構造の変化に即した良好な児童生活環境の整備に努める。

(5)文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）

農家、非農家を含めた地域交流の場づくりや地域農業集団、農業生産組織等各種組織の育成強化を通じ、農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるとともに、都市住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を図る。

2 生活環境施設整備計画

農村の生活環境の改善と、都市と農村との交流を図ることを目的に、施設の整備推進に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森業の振興と一体的な生活環境基盤の整備として林道の整備を推進する。

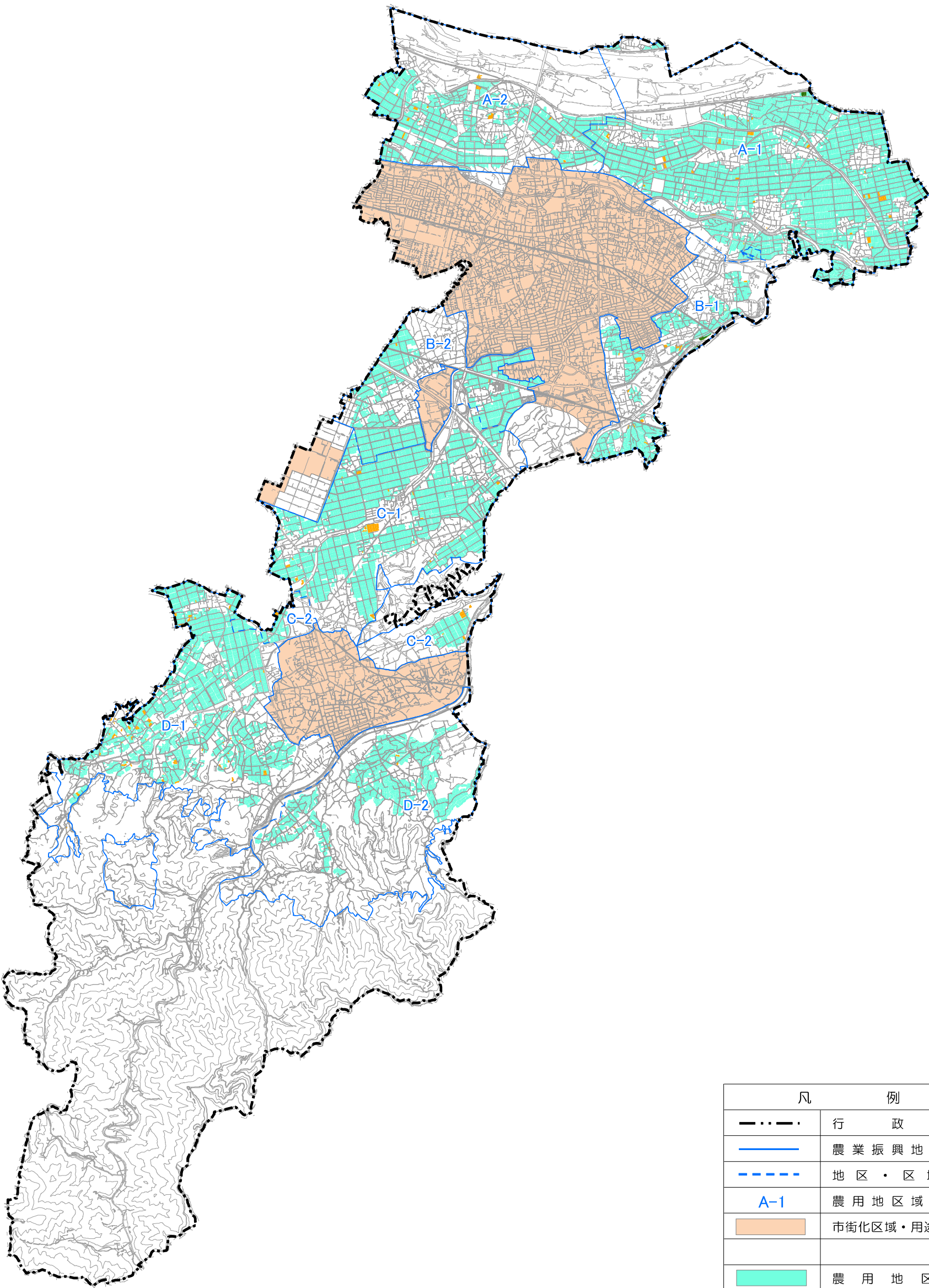
4 その他の施設の整備に係る事業との関連

国道17号本庄道路は、新たな本市の骨格をなす主要幹線道路として、円滑な交通処理や災害時の救急・救援活動を担う道路としてのみならず、さらに恵まれた交通条件から本市農産物の生産・加工・流通等の発展が期待される。

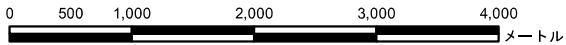
第9 付図 別添

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) |

付図1号 土地利用計画図

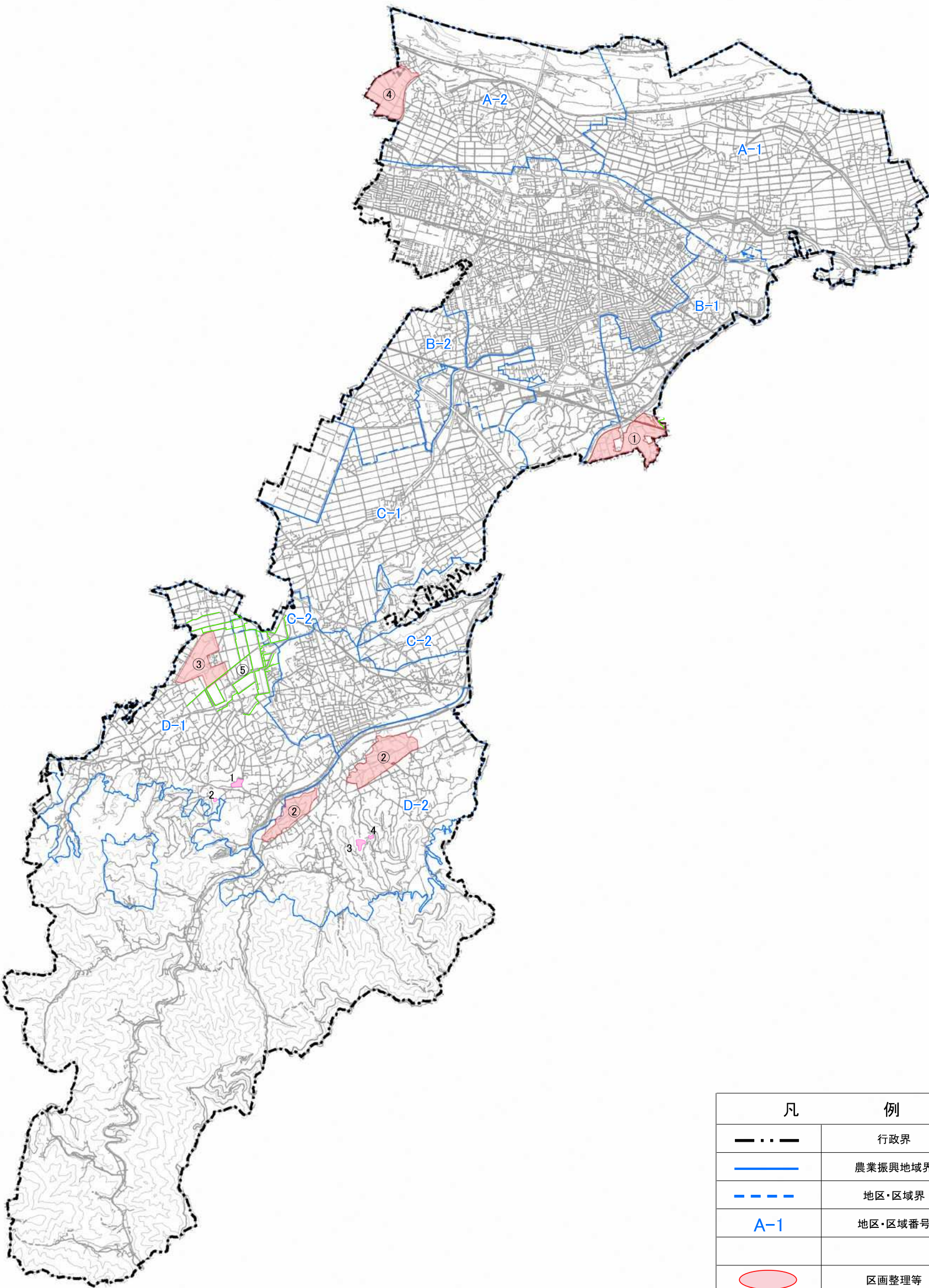


1:60,000

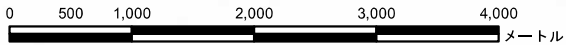


凡 例	
— · — · —	行 政 界
—	農 業 振 興 地 域 界
- - - - -	地 区 ・ 区 域 界
A-1	農 用 地 区 域 番 号
	市街化区域・用途地域
	農 用 地 区 域
	農 業 用 施 設 用 地
	採 草 放 牧 地

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図
付図3号 農用地等保全整備計画図



1:60,000



凡	例
	行政界
	農業振興地域界
	地区・区域界
A-1	地区・区域番号
	区画整理等
	用水路・排水路
	ため池

地域指定年度	本庄	昭和 47 年 12 月 19 日
	児玉	昭和 46 年 12 月 25 日
計画策定年度	本庄	昭和 49 年 3 月 30 日
	児玉	昭和 49 年 3 月 30 日
計画見直し年度	本庄	昭和 53 年 8 月 30 日
		昭和 60 年 9 月 11 日
		平成 4 年 12 月 4 日
	児玉	昭和 52 年 5 月 25 日
		昭和 60 年 8 月 23 日
		平成 4 年 1 月 6 日
		平成 12 年 3 月 14 日
	本庄	平成 25 年 3 月 11 日
令和 8 年 月 日		
市町村コード	11211	

本庄農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料
(案)

令和 8 年 ○月
埼 玉 県 本 庄 市

目 次

	ページ
第 1 地域の概況	1
1 人口及び産業経済の動向及び見通し.....	1
(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し.....	1
(2) 産業別生産額の動向及び見通し.....	1
2 地域の開発構想.....	2
3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要.....	4
4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況.....	5
第 2 農業生産の現況及び見通し	6
1 重点作目の概要.....	6
2 農業生産の動向及び見通し.....	8
第 3 土地利用の現況及び見通し	9
1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し.....	9
2 森林の混牧林地としての利用可能性.....	9
第 4 農業生産基盤の現況及び見通し	10
1 農地の整備率.....	10
2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況.....	11
農業生産基盤整備状況図.....	別添
第 5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し	13
1 経営体数の動向及び見通し.....	13
2 耕地の拡張及びかい廃.....	13
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況.....	14
農用地等保全整備状況図.....	別添
4 農用地利用集積の現況及び見通し.....	14
5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別.....	15
6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向.....	15
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積.....	15
第 6 農業近代化施設整備の現状及び見通し	16
(1) 生産関係施設.....	16
(2) 流通加工関係施設.....	17
農業近代化施設整備状況図.....	別添

第7	農業就業者育成・確保の現況及び見通し	18
1	新規就農者の動向及び見通し	18
2	農業就業者育成・確保施設の状況	18
	農業就業者育成・確保施設整備状況図	別添
第8	就業機会の現況及び見通し	19
1	農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別	19
2	農村産業法等に基づく開発計画の概要	19
3	農業従事者に対する就業相談活動の現況	19
4	企業誘致及び企業誘致活動の現況	19
第9	農村生活環境の現況及び見通し	20
1	農村生活環境整備事業等の実施状況	20
	農村生活環境整備状況図	別添
2	農村生活環境整備の問題点	22
第10	森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し	25
1	林業の概況	25
2	農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点	25
3	林業の振興に関する諸計画の概要	25
第11	地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況	26
1	協定制度の実施状況	26
2	交換分合	26
	(1) 実施状況	26
	(2) 今後の見通し	26
第12	農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等	27
1	推進体制図	27
2	市町村の財政状況	27
3	その他参考となる事項	27

第1 地域の概況

1 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、（％）

	総人口		総世帯数		産業別就業人口				
		うち 農家人口		うち 農家	総就業 人口	第1次	うち農業	第2次	第3次
平成22年	81,889 (100.0)	3,750 (4.6)	32,217 (100.0)	2,022 (6.3)	39,992 (100.0)	2,038 (5.1)	2,023 (5.1)	12,939 (32.4)	21,920 (54.8)
平成27年	77,881 (100.0)	2,683 (3.4)	31,004 (100.0)	1,505 (4.9)	37,555 (100.0)	1,836 (4.9)	1,821 (4.8)	12,258 (32.6)	21,374 (56.9)
令和2年 (現況)	78,569 (100.0)	2,104 (2.7)	33,033 (100.0)	1,249 (3.8)	41,353 (100.0)	1,984 (4.8)	1,976 (4.8)	14,089 (34.1)	25,280 (61.1)
令和7年 (見通し)	75,365 (100.0)	1,660 (2.2)	32,460 (100.0)	1,030 (3.2)	40,580 (100.0)	1,890 (4.6)	1,880 (4.6)	13,750 (33.9)	24,940 (61.5)
令和12年 (見通し)	72,533 (100.0)	1,320 (1.8)	32,560 (100.0)	880 (2.7)	41,340 (100.0)	1,880 (4.5)	1,870 (4.5)	13,930 (33.7)	25,530 (61.8)

- (注) 1 市町村行政区域に関する数字である。
2 () 内は構成比である。
3 資料：国勢調査、農業センサス(2010年、2015年、2020年)、
市総合振興計画－基本構想(令和7年・12年見通し)
4 推計：農家人口、総世帯、産業別就業人口の見通しは、トレンド推計方式(対数)で算出した。
5 総就業人口は分類不能の産業を含むため、第1次～第3次の合計と一致しない年度もある。

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

単位：百万円、％

	産業別生産額				
	総生産額	第1次	うち農業	第2次	第3次
平成23年	300,960 (100.0)	5,611 (1.9)	5,587 (1.9)	111,903 (37.2)	181,444 (60.3)
平成27年	363,307 (100.0)	4,844 (1.3)	4,834 (1.3)	130,698 (36.0)	225,390 (62.0)
令和2年 (現況)	346,337 (100.0)	5,897 (1.7)	5,892 (1.7)	143,752 (41.4)	194,900 (56.3)
令和7年 (見通し)	371,630 (100.0)	5,540 (1.5)	5,540 (1.5)	151,500 (40.8)	214,590 (57.7)
令和12年 (見通し)	382,040 (100.0)	5,570 (1.5)	5,570 (1.5)	157,920 (41.3)	218,550 (57.2)

- (注) 1 () 内は構成比である。
2 資料：市町村民経済計算(平成23、27、令和2年度)
3 推計：今後の予測は、トレンド推計方式(対数)によって算出した。
4 総生産額は分類不能の産業を含むため、第1次～第3次の合計と一致しない年度もある。

2 地域の開発構想

本市は、人口及び産業の見通しを背景に、「あなたと活かす、みんなで育む、歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を将来像に、地域の特性に応じた発展方向を次のように打ち出している。

【土地利用方針】

「地域価値を高める土地利用」

本市では、本庄駅周辺や児玉駅周辺を中心に市街地が形成され、市民生活の中心的地域となっています。また、本庄早稲田駅周辺地域においては、若い世代を中心に人口が増加し、良好な市街地が形成されています。

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会を見据え、安全・安心で快適な暮らしができるよう、まちなか再生などによりにぎわいや利便性を高めるとともに、防災機能など生活環境の向上につながる土地利用の誘導に努めます。また、地域の歴史や文化の継承、景観の維持を図りながら観光資源として活用を図ることにより、地域価値の向上に努めます。

「持続可能な都市を支える土地利用」

児玉工業団地や本庄いまい台産業団地などの産業基盤は、本市における活発な産業活動を支えています。本市が持続可能な都市であり続けられるよう、交通の要衝としての利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の集積等、地域経済と雇用を支える土地利用の誘導に努めます。

「田園環境と調和した土地利用」

本市では、北部や中央部をはじめとして豊かな農地が広がっています。農業はこれまで本市の地域産業としての役割を果たすとともに、郷土を特徴づける景観や文化を生み出してきました。緑豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境とが調和した土地利用の誘導に努めます。

「恵まれた自然環境と共生した土地利用」

本市は、南西部に豊かな森林や里山を抱えるとともに、北部には利根川が流れるなど、多様性に富んだ自然環境を備えています。本市の生態系を支えているこうした自然環境に対しては、保全と適正な管理に努めるとともに、自然環境を活用する場合には生態系を損なうことがないよう、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

【土地利用構想のゾーン区分】

「快適市街地形成ゾーン」

市民が安心して快適に暮らせる市街地の実現を目指すゾーンです。必要な都市基盤の整備や、防災施設及び生活関連施設の充実を図るとともに、歴史的・文化的な環境への配慮に努めます。また、本庄駅周辺、児玉駅周辺及び本庄早稲田駅周辺を拠点とした魅力と活力ある商業・業務地や良好な住宅地の形成を創出します。

「産業集積ゾーン」

産業の集積を図り、本市の地域経済と雇用を支えるゾーンです。既設の工業団地では、周辺環境との調和に配慮しながら生産環境の維持に努め、本市の経済をけん引する工業地の維持及び形成を図ります。

「発展創出ゾーン」

本市が持続可能な都市であり続けるため、地域活力の新たな創出を図るゾーンです。関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道 17 号本庄道路周辺など、交通の利便性が良く産業立地のニーズが高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、本市の将来を持続的に支える多様な機能の誘導を目指します。

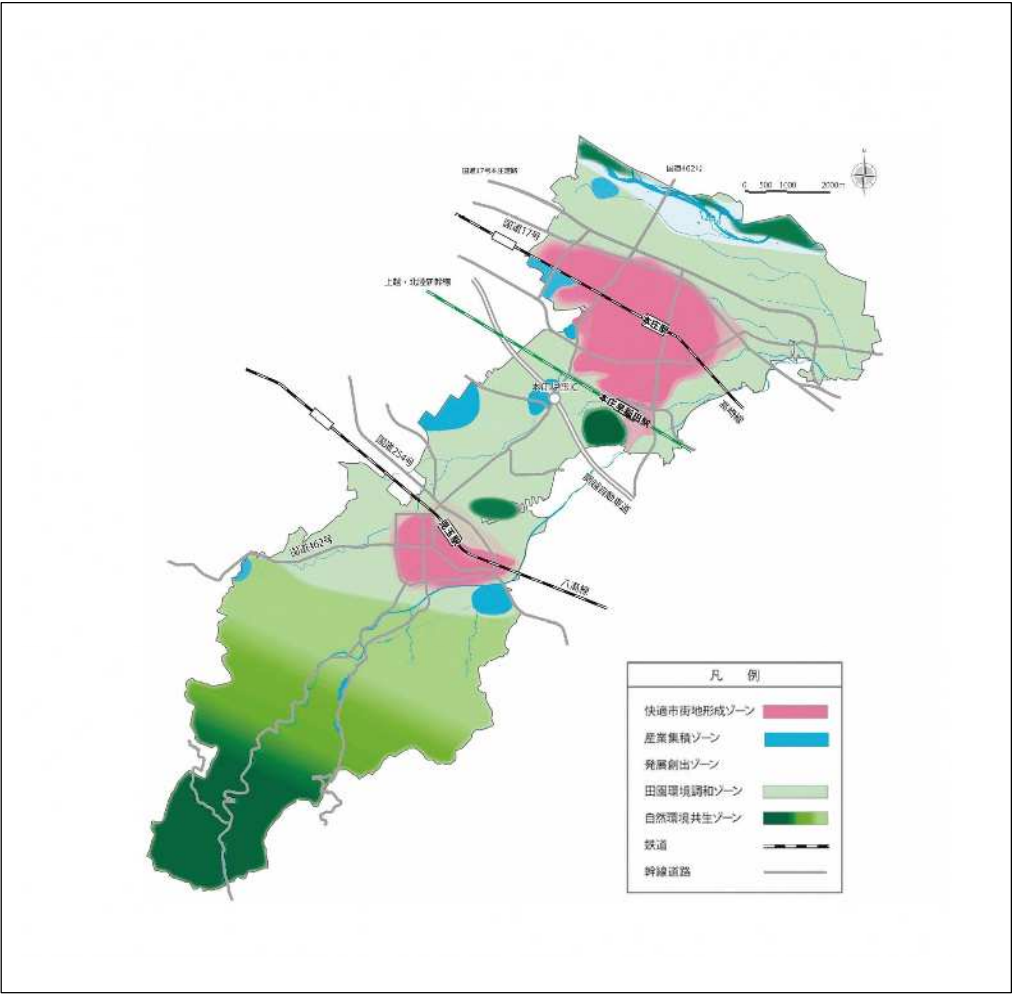
「田園環境調和ゾーン」

優良農地を保全するとともに、快適な生活環境と農地の調和を図るゾーンです。新たな土地利用のニーズに対しては、農地との調和を原則としながら地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な田園環境の維持に努めます。

「自然環境共生ゾーン」

自然環境の保全と共生を目指すゾーンです。森林・里山・河川などの自然環境の保全に努めることを原則とします。多面的機能を備える自然環境について、教育や余暇等の目的で活用する場合には、生態系に対する十分な配慮に努めます。

出典：本庄市 令和 5 年度総合振興計画後期基本計画（抜粋）



出典：本庄市 令和5年度総合振興計画後期基本計画（抜粋）

3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計画等名	地域指定・計画策定年度等	指定地域等の範囲	内容
本庄農業振興地域整備計画	昭和47年度(策定) 昭和49年度(見直し) 昭和60年度 平成4年度	本庄	農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画。 自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要な地域について、その地域を明確にし、計画的に農業投資を行なうことにより、農業の健全な発展、国土資源の合理的な利用を図る。
児玉農業振興地域整備計画	昭和46年度(策定) 昭和49年度(見直し) 昭和52年度 平成60年度 平成4年度 平成12年度	児玉	
本庄農業振興地域整備計画	平成24年度	全市	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成22年度(策定) 令和5年度(見直し)	全市	農業経営基盤強化促進法に基づく計画。 効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進する。
生産出荷近代化計画(夏秋きゅうり)	平成15年度 平成20年度	全市	野菜生産出荷安定法に基づく計画。 主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進し、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図る。 *7品目とも産地強化計画策定日は、平成22年6月18日。
生産出荷近代化計画(冬春きゅうり)	昭和41年度 平成21年度	全市	
生産出荷近代化計画(たまねぎ)	昭和52年度 平成17年度	全市	
生産出荷近代化計画(冬春トマト)	昭和54年度 平成21年度	全市	
生産出荷近代化計画(夏秋なす)	昭和43年度 平成20年度	全市	
生産出荷近代化計画(春レタス)	昭和45年度 平成17年度	全市	
生産出荷近代化計画(冬レタス)	平成21年度 平成20年度	全市	
本庄市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成17年度	全市	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく計画。 酪農・肉用牛経営の安定的な発展に資するため、生産性の高い農畜産物の導入により、酪農・肉用牛の生産振興を図ることによって、畜産農家の効率かつ安定的な経営を推進する。
本庄市田園環境整備マスタープラン	平成13年度	本庄	土地改良法 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等を推進するため、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項を定める。
児玉町田園環境整備マスタープラン	平成14年度	児玉	
本庄市田園環境整備マスタープラン	平成24年度	全市	
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	平成27年度	全市	多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業の多面的機能の発揮の促進を図る。
地域計画	令和6年度	全市	地域の農業の担う者の確保、農地の集約・集積、持続可能な地域農業を目指す。

4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地域等の名称		指定等年月日	根拠法令
埼玉県土地利用基本計画（5地域）		昭和53年3月31日	国土利用計画法
都市計画区域	本庄	昭和43年6月15日	都市計画法
	児玉	昭和47年4月7日	
都市計画用途地域	児玉	昭和48年12月28日	
地方拠点都市地域	全市	平成4年8月1日	地方拠点法
国有林	全市	昭和26年6月23日	森林法、国有林野法
地域森林計画対象民有林	全市	昭和26年6月26日	森林法
河川区域	全市	昭和39年7月10日	河川法
急傾斜地崩壊危険区域 【下勝沢】	児玉	昭和46年10月22日	急傾斜地法
急傾斜地崩壊危険区域 【平沢】	児玉	昭和52年4月5日 昭和53年9月8日	

第2 農業生産の現況及び見通し

1 重点作目の概要

本市においては、需要の動向や生産環境の変化に対応しつつ、恵まれた気候風土を生かした農業生産が行われている。その中で、重点作目は、水稻、野菜、花き、畜産などである。

今後は、地域の自主性と活力を基礎に地域が一体となった土地利用計画を図るとともに、安全・安心・新鮮な農産物の生産、環境保全型農業の推進、地産地消による生産者と消費者との理解・交流に努め、地域の特性を活かした農業を展開していく。

ア 水稻

水稻は、埼玉県で育成した「彩のきずな」、「彩のかがやき」を中心に安定生産に取り組んでいる。今後は、認定農業者及び集落営農組織、農地所有適格法人等の担い手農家への農地の利用集積と農作業の受委託を推進し、経営規模の拡大による生産コストの低減を図りつつ、高度な生産技術の導入・普及を促進する。

また、消費者の多様なニーズに対応し、有機物や土壌改良剤の施用、深耕による土作り等による安全安心で良食味な米の生産拡大を図り、稲作経営の安定化を促進する。

イ 麦

本市では二毛作として麦の生産がさかんである。品種は「さとのそら」が主で、一般小麦のほか、種子小麦の生産が行われており、全国の麦産地の基礎部分の生産を担っている。今後も引き続いて良質な種子小麦の生産に当たるとともに、消費者ニーズへ対応した麦作りを行う。

ウ 野菜

本市では、キュウリ、ナス、タマネギ、レタス、トマト、イチゴ、ブロッコリー、ネギ、ヤマトイモ等、多品目の野菜の生産が行われており、年間通じて様々な野菜が採れることから「365日本庄野菜」として農産物のブランド化への取り組みが行われている。

イチゴは、埼玉県独自品種である「あまりん」が生産され、県内最大の産地となっている。

今後は、需要動向に即応した計画生産を展開するとともに、生産から出荷までの各段階における省力化、産地体制の整備強化、品質及び生産性向上のため諸対策を総合的、計画的に実施して生産性の高い産地の育成を図る。

エ 果樹

果樹では、ぶどう、日本なしの生産が行われている。

ぶどうは大粒で糖度が高く酸味の少ない「シャインマスカット」等の品種が生産されている。

今後も品質の維持向上を図りながら、多様な販路を構築し販路拡大を目指す。

オ 花き

本市では、ポインセチアの生産がさかんで、「イタリアンレッド」、「クリスマスビューティレッド」、「プリンセチア」、「プリメーロジングルベル」等々、多種多様な品種の生産が行われているほか、胡蝶蘭やガーデンシクラメンと合わせて、全国有数の産地の一角をなしている。

今後も、施設整備による高品質生産技術体系を確立し、栽培面積の拡大及び経営の安定化・効率化

に努める。

カ 畜産

本市では、養鶏、肉用牛、酪農および養豚の生産が行われている。

都市化のなかで、悪臭、水質汚濁などの畜産公害の発生は、都市近郊型畜産経営の存立基盤を危うくするなど深刻な問題を抱えているが、家畜排せつ物の適正処理を基本に、良質な堆肥の生産を進め、堆肥散布から飼料作物生産までをサイクルとした自然循環型農業を推進し、粗飼料自給率の向上を図る。

2 農業生産の動向及び見通し

単位：ha、頭、百羽、本、t

作 目	平成 2 7 年		令和 2 年 (現 況)		令和 7 年 (見通し)	
	作付面積 〔飼養 頭羽数〕	農業産出額 〔単位： 千万円〕	作付面積 〔飼養 頭羽数〕	農業産出額 〔単位： 千万円〕	作付面積 〔飼養 頭羽数〕	農業産出額 〔単位： 千万円〕
稲	414	50	448	52	465	53
麦類	917	6	1, 072	8	1, 149	9
雑穀	X	0	1	0	X	0
いも類	2	3	X	2	X	1
豆類	X	0	X	0	X	0
工芸農作物	X	－	3	0	X	0
野菜類	458	726	537	588	577	519
果樹類	3	3	X	2	X	1
花き類	16	36	3	X	X	X
乳用牛	847	61	957	90	1, 012	105
肉用牛	X	16	X	20	X	22
豚	3, 587	22	2, 860	16	2, 497	13
採卵鶏	X	X	28, 871	308	X	X

(注) 資料：農林業センサス・市町村別農業産出額（平成 27 年、令和 2 年）

見通しは、市農政課予測値（令和 7 年）

〔記号の説明〕 「0」 単位に満たない物

「－」 調査は行ったが事実のないもの

「x」 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため（調査対象が 2 経営体以下のため）、統計数値を公表しないもの

第3 土地利用の現況及び見通し

1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

単位：ha, (%)

	総面積	農用地			混牧林地	農業用施設用地	小計	混牧林地以外の山林原野	その他
		農地	採草放牧地	計					
平成25年	4,328 (100.0)	2,357 (54.5)	1 (0.0)	2,358 (54.5)	0 (0.0)	25 (0.5)	2,383 (55.0)	389 (9.0)	1,556 (36.0)
平成30年	4,327 (100.0)	2,143 (49.5)	1 (0.0)	2,144 (49.5)	0 (0.0)	25 (0.5)	2,169 (50.1)	345 (8.0)	1,813 (41.9)
現在 (令和5年)	4,327 (100.0)	2,114 (48.9)	1 (0.0)	2,115 (48.9)	0 (0.0)	26 (0.6)	2,141 (49.5)	345 (8.0)	1,841 (42.5)
見通し (令和10年)	4,327 (100.0)	2,086 (48.2)	1 (0.0)	2,087 (48.2)	0 (0.0)	27 (0.6)	2,114 (48.8)	345 (8.0)	1,868 (43.2)

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（平成25年・平成30年・令和5年）

3 見通しは、市農政課予測値（令和10年）

2 森林の混牧林地としての利用可能性

単位：ha

	現況混牧林地面積 (令和5年)	左以外の森林の混牧林地 としての利用可能性
市町村行政区域	0	
農業振興地域 (農用地区域(案))	0	0
その他	0	0

(注) 「市町村行政区域」及び「その他」には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧林地としての利用可能地は含まない。

第4 農業生産基盤の現況及び見通し

1 農地の整備率

農業生産基盤整備は、ほ場整備、用排水路整備、農道整備を中心に実施し、令和5年現在、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査による田の整備率は80%、畑57%、樹園地52%の現状にある。

また、ほ場整備、用排水路整備、農道整備から30年が経過した土地改良施設は、土地改良施設の機能を失いつつある。このため、機能を損ないつつある土地改良施設は、地域の実情に応じ、周辺や生態系への配慮を図りつつ、整備・更新していくことが必要である。

単位：％

	現 況 （令和5年）	見 通 し
田	80%	81%
畑	57%	65%
樹園地	52%	2%

- (注) 1 市町村行政区域内の数字である。
2 田の整備率は、30 a 程度に整備された田の比率である。
3 畑の整備率は、農道が幹線、支線とも完備されたものの比率である。
4 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（令和5年）

2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
国営かんがい排水事業 【埼玉北部】	4,018	5,430	新神流川幹線 2,441m 上里幹線 16,872m 児玉幹線 7,827m	農林水産省	昭和42年～ 昭和55年度	①
国営かんがい排水事業 【神流川沿岸】	4,019	17,093	頭首工 1箇所 水路 32,700m		平成16年～ 平成24年度	
県営ほ場整備事業 【上里北部】	261	1,341.3	区画整理 261ha	埼玉県	昭和48年～ 昭和59年度	②
県営ほ場整備事業 【本庄】	174	1,133	区画整理 174ha	埼玉県	昭和53年～ 昭和61年度	③
県営ほ場整備事業 【児玉南部】	266	2,763	区画整理 266ha	埼玉県	昭和60年～ 平成10年度	④
県営ほ場整備事業 【児玉北部】	148	1,335.2	区画整理 148ha	埼玉県	昭和60年～ 平成9年度	⑤
農業構造改善事業 【藤田東部】	148	104.5	区画整理 148ha	藤田 土地改良区	昭和43年～ 昭和44年度	⑥
農業構造改善事業 【共和南部】	57.6	138	区画整理 57.3ha	共和南部 土地改良区	昭和47年～ 昭和49年度	⑦
農業構造改善事業 【北泉中部】	47.9	216.3	区画整理 47.9ha	北泉中部 土地改良区	昭和48年～ 昭和51年度	⑧
農業構造改善事業 【金屋南部】	37.4	178.6	区画整理 31ha	金屋 土地改良区	昭和52年～ 昭和55年度	⑨
農業構造改善事業 【金屋北部】	72.7	379.4	区画整理 60.7ha	金屋 土地改良区	昭和53年～ 昭和56年度	⑩
水田転換特別対策事業 【前田】	7.5	42.2	区画整理 7.5ha	前田 土地改良区	昭和48年～ 昭和50年度	⑪
地域改善対策農業基盤整備事業 【生野】	23.5	224.1	区画整理 20.2ha	生野 土地改良区	昭和58年～ 昭和60年度	⑫
団体営土地改良総合整備事業	20.8	224.1	区画整理 20.8ha	生野土地 改良区	昭和58年～ 昭和59年度	⑬
第2次農業構造改善事業	92	567.5	区画整理 92ha	金屋土地 改良区	昭和52年～ 昭和54年度	⑭
県営畑地帯総合土地改良事業 【上里南部】	225	1,774.7	農業用水 区画整理 34,911m 224ha	埼玉県	昭和54年～ 平成3年度	⑮
県営畑地帯総合土地改良事業 【本庄】	330	2,353.8	農業用水 区画整理 8,415ha 330ha	埼玉県	昭和53年～ 平成4年度	⑯
県営畑地帯総合土地改良事業 【神川東部】	286	3,224	農業用水 区画整理 49,065m 286ha	埼玉県	昭和59年～ 平成11年度	⑰

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
県営水田営農活性化排水対策 特別事業 【やぼり川】	168	405.5	排水路 3,002m	埼玉県	平成元年～ 平成7年度	⑱
県営かんがい排水事業 (一般型) 【九郷】	1,123	7,930.4	用水路 17,700m 排水路 6,200m	埼玉県	昭和59年～ 平成14年度	⑲
県営一般農道整備事業 (農道網整備) 【藤田】	59	257	農道舗装 7,240m	埼玉県	平成7年～ 平成10年度	⑳
県営一般農道整備事業 (畑地帯) 【上里南西2期】	274	122	農道舗装 3,586m	埼玉県	平成10年～ 平成14年度	㉑
農林漁業用発揮油税財源身替 農道整備事業(農免道路) 【金屋】	394	660	農道整備 4,211m	児玉町	昭和52年～ 昭和56年度	㉒
県営基幹水利整備 【大塚】	149	658.9	排水路 1,450m 排水機場 一式	埼玉県	平成18年～ 平成24年度	－
県営基幹水利保全 【矢島弥藤吾】	1,288	820	用水路工 4,557m	埼玉県	平成16年～ 平成23年度	－
中山間総合整備事業 【高柳池下】	10.6	270	区画整理 10.6ha	埼玉県	平成10年～ 平成17年度	㉓
中山間総合整備事業 【篠ノ池下】	10.8	353	区画整理 10.8ha	埼玉県	平成10年～ 平成17年度	㉔
中山間総合整備事業 【十二天池】	14	210	用排水施設整備 1式	埼玉県	平成10年～ 平成18年度	㉕
中山間総合整備事業 【小平・高柳】	27.4	236	農道整備 591m	埼玉県	平成16年～ 平成21年度	㉖
県営かんがい排水事業 (一般型) 【生野】	20.1	252.8	管水路 1,777m	埼玉県	平成26年～ 平成29年度	㉗
県営かんがい排水事業 (一般型) 【備前渠用水Ⅲ期】	1,371.1	447	水路工 613m ゲート改修 3門	埼玉県	平成27年～ 令和元年度	㉘
県営ほ場整備事業 【栗崎向田】	30.4	684	区画整理 30.4ha	埼玉県	令和6年～	㉙

農業生産基盤整備状況図(別添付図1号)

第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

1 経営体数の動向及び見通し

単位：経営体

	農 業 経 営 体 数			経 営 耕 地 規 模 別 内 訳					
	総経営体数	家 族 経営体	組 織 経営体	0.5ha 未満	0.5ha 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha 以上
平成 22 年	991	982	9	140	390	232	90	70	49
平成 27 年	788	774	14	128	281	167	70	55	87
令和 2 年 (現況)	653	636	17	110	210	142	52	52	87
令和 7 年 (見通し)	569	550	19	105	165	115	44	45	95
令和 12 年 (見通し)	501	480	21	99	130	96	36	42	98

(注) 資料：農林業センサス(2010年、2015年、2020年)

推計：今後の予測は、トレンド推計方式(対数)によって算出した。

2 耕地の拡張及びかい廃

単位：ha

	拡 張	かい廃						
			自然災害	人 為 かい廃	非農林業 用途への 転 用	農林道等 植 林	荒廃農地	その他
平成 25 年～ 平成 29 年	－	48.1	－	48.1	48.1	－	－	－
平成 30 年～ 令和 4 年 (現況)	－	72.7	－	72.7	72.7	－	99.95 (R5 実績値)	－
令和 5 年～ 令和 9 年 (見通し)	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 資料：市農業委員会(農地転用の推移)、市農業委員会予測値(令和5～9年)

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量 (ha)	事業主体	事業の着工完了 (予定) 年度	対図 番号
県営かんがい排水事業 (ため池) 【間瀬湖】	692	49.4	取水ゲート改修 1ヶ所	埼玉県	平成元年～ 平成2年度	1
県営防災ダム事業 (地震防災対策型) 【間瀬湖】	692	29	安全管理施設 1式	埼玉県	平成8年度	2
県営ため池等整備事業 【高柳池】	12	138	提体取水工 洪水吐等 1式	埼玉県	平成7年～ 平成10年度	3
県営基幹水利施設補修事業 【埼玉北部】	2,000	348.9	幹線用水 呑口調整池 169m 1ヶ所	埼玉県	平成4年～ 平成8年度	-
基幹水利施設管理事業 【埼玉北部】	4,019	-	頭首工管理	埼玉県	平成8年～	-
県営ため池等整備事業 【篠の池】	4.0	173	堤体工 1式	埼玉県	平成27年度～ 平成30年度	4

農用地等保全整備状況図（別添付図2号）

4 農用地利用集積の現況及び見通し

単位：ha、%、人

		令和5年 (現況)	令和10年 (見通し)
担い手の耕作面積計	①	1,063ha	1,248ha
自作地		401ha	441ha
借入地・特定作業受託地		662ha	807ha
借入地		662ha	807ha
特定作業受託地		0ha	0ha
耕地面積	②	1,920ha	1,920ha
担い手の農地利用集積率	③ =①/②	55%	65%
認定農業者数		237人	249人

(注) 資料：担い手の農地利用集積状況調査、市総合計画予測値、市農政課予測値（令和10年）

5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別

単位：件、ha

単位：件、ha

	農地中間管理事業				農地移動適正化あっせん事業				その他	
	売買		賃借		売買		賃借			
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
令和３年	－	－	169	24.0	－	－	－	－	568	79.1
令和４年	－	－	539	41.5	－	－	－	－	1099	124.7
令和５年	－	－	93	14.4	－	－	－	－	476	66.6
計	－	－	801	79.9	－	－	－	－	2143	270.4

(注) 資料：市農業委員会

「その他」欄における主な方策は、利用権設定による賃借である。

6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

	農作業の受委託 (戸、ha)	農作業の共同化 (組織、戸)	耕地利用率 (%)	裏作導入 (ha)
平成22年	23戸、113ha	－	－	192ha
平成27年	25戸、80ha	－	－	125ha
令和2年 (現況)	20戸、51ha	－	－	－

(注1) 資料：農業センサス(2010年、2015年、2020年)、市農業委員会

(注2) 農作業の受委託は、水稻作を受託した農業経営体とする。

(注3) 裏作導入は、平成22年・27年は田に二毛作した面積とする。令和2年は該当データなし。

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

単位：戸、ha

規模拡大の希望		規模縮小の希望	
戸数	面積	戸数	面積
84	184.9	596	236.1

(注) 資料：人・農地プラン及び地域計画に関する意向調査結果

第6 農業近代化施設整備の現況及び見通し

(1) 生産関係施設

	事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主体	事業の着工 完了年度	対図 番号
					名称	数量・ 規模			
生産関係施設	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 6,960 m ²	4 棟	農事組合法人 仁手第1園芸団地	昭和54年度	①
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 10,080 m ²	6 棟	農事組合法人 仁手第2園芸団地	昭和54年度	②
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 6,552 m ²	4 棟	農事組合法人 旭第1園芸団地	昭和55年度	③
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 4,536 m ²	3 棟	農事組合法人 旭第2園芸団地	昭和55年度	④
	新農業構造改善事業	—	9	—	家畜糞尿処理施設 60 m ²	1 棟	農事組合法人 仁手家畜糞尿処理 施設利用組合	昭和55年度	⑤
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 6,408 m ²	3 棟	農事組合法人 旭第3園芸団地	昭和57年度	⑥
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 6,000 m ²	4 棟	農事組合法人 傍示堂第1園芸団 地	昭和58年度	⑦
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 5,760 m ²	3 棟	農事組合法人 傍示堂第2園芸団地	昭和59年度	⑧
	新農業構造改善事業	—	—	—	鉄骨ハウス 4,158 m ²	3 棟	農事組合法人 牧西第1園芸団地	昭和59年度	⑨
	生産組織施設整備 事業	—	3	67,940	鉄骨ハウス 4,554 m ²	3 棟	農事組合法人 牧西第2園芸団地	昭和60年度	⑩
	地域農業生産総合 振興事業	—	—	11,770	たい肥盤 ショベルローダー マニアスプレッダー	3 基 1 台 1 台	山王堂 青果組合	昭和60年度	⑪
	集落農業推進事業	—	—	3,996	トラクター ロータリー	1 台 42PS	沼和田土づくり 研究会	昭和60年度	⑫
	生産組織施設整備 事業	—	—	29,960	コンバイン グレンコンテナ フォークリフト 乾燥調整施設	2 台 2 台 1 台 1 棟	牧西機械利用 組合	昭和61年度	⑬
	農林業地域改善事業	1.76	5	119,892	牛舎 1,723.46 m ² 堆肥舎 144 m ² 管理棟 20.25 m ²	1 棟 1 棟 1 棟	児玉肥育牛組合	平成2年度	⑭
	農林業地域改善事業	3.2	5	8,085	堆肥舎 200 m ²	1 棟	児玉肥育牛組合	平成5年度	⑮
	農林業地域改善事業	3.4	5	9,362	堆肥舎 200 m ²	1 棟	共栄酪農組合	平成5年度	⑯
	農林業地域改善事業	7.08	6	5,031	作業棟 76.22 m ²	1 棟	下町農機具利用組 合	平成8年度	⑰
	農林業地域改善事業	3.36	3	31,203	堆肥舎 675 m ²	1 棟	飯倉マニア バイオグループ	平成7年度	⑱
	農林業地域改善事業	188 頭	4	144,201	牛舎 堆肥舎 2,000.06 m ²	3 棟	有限会社 新井牧 場	平成7年度～ 8年度	⑲
	強い農業づくり交付 金	児玉郡 市全域	3	61,236	低コスト対候性ハウ ス 4,356 m ²	3 棟	埼玉ひびきの 農業協同組合	平成27年度	⑳
	強い農業・担い手づく り総合支援交付金	児玉郡 市全域	5	166,980	低コスト対候性ハウ ス 8,682 m ²	5 棟	埼玉ひびきの 農業協同組合	令和2年度	㉑
	強い農業・担い手づく り総合支援交付金	児玉郡 市全域	5	267,300	低コスト対候性ハウ ス 8,730 m ²	5 棟	埼玉ひびきの 農業協同組合	令和5年度	㉒

農業近代化施設整備状況図（別添付図3号）

(2) 流通加工関係施設

	事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主	事業の着工 完了年度	対図 番号
					名称	数量・ 規模			
流通加工 関係施設	新農業構造改善事業	—	314	—	集出荷施設 2,012 m ²	2 棟	本庄市農業協同組合	昭和 56 年度	23
	野菜産地総合整備 対策事業	—	250	30,374	真空予冷施設	1 基	埼玉本庄農業協同組合	平成 2 年度	24
	新農業構造改善事業	米 550 t 麦 714 t	—	486,981	穀類乾燥調整施設 1267.67 m ²	1 棟	埼玉ひびきの農業協同組合	平成 2 年度～ 3 年度	25
	新農業構造改善事業	児玉地区全域	308	—	穀類乾燥調整施設	—	児玉町農業協同組合	平成 2 年度～ 3 年度	26
	新農業構造改善事業	集出荷 5,848t 予冷 531t	—	258,578	集出荷予冷施設 1,555.36 m ²	1 棟	埼玉ひびきの農業協同組合	平成 5 年度	27
	新農業構造改善事業	児玉地区全域	—	—	集出荷予冷施設	—	児玉町農業協同組合	平成 5 年度	28
	輸入急増農産物対応 特別対策事業	363	600	110,000	農産物直売所 389 m ²	1 棟	埼玉ひびきの農業協同組合	平成 14 年度	29
	輸入急増農産物特別 対策事業	児玉郡市全域	180	182,700	きゅうり・なす選果施設	3 レーン	ひびきの南部選果機利用組合	平成 14 年度	30

農業近代化施設整備状況図 (別添付図 3 号)

第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

1 新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新 規 就農者					新規青年 就農者 (A + B)
		新規学卒 就農者 (A)	離 職 就農者			
				39 歳以下 (B)	40 歳以上	
平成 26 年～平成 30 年	60	9	33	23	10	32
令和元年～令和 5 年 (現 況)	57	6	21	8	13	14
令和 6 年～令和 10 年 (見通し)	54	4	20	3	17	7

(注) 資料：市農政課、市農政課予測値（令和 6～10 年）

2 農業就業者育成・確保施設の状況

本市では、農業就業者の育成・確保を主目的として、農業委員会、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合などのほか、その他の関係団体と連携して、農業の経営改善に関する相談、認定農業者研修会等を実施している。また、埼玉ひびきの農業協同組合では高校生を対象に職場体験の希望者の受入れを随時行っている。

なお、市民の農業への理解と関心を深めるために市が貸し出している市民農園は、市内 6 箇所にある。

(注) 児玉町小平の施設は同一施設である。

	施設の名称	施設の所在	施設の規模	施設の 対象者	事業主体	設置年	対図 番号
農作業 体験施設	市民農園 (50 m ² 区画)	見福 1 丁目	29 区画	本庄市民	本庄市	平成 2 年度	1
		小島南 1 丁目	17 区画	本庄市民	本庄市	平成 3 年度	2
		児玉町小平	28 区画	本庄市民	本庄市	平成 4 年度	3
	市民農園 (30 m ² 区画)	千代田 2 丁目	30 区画	本庄市民	本庄市	平成 3 年度	4
		前原 1 丁目	19 区画	本庄市民	本庄市	平成 5 年度	5
		柏 2 丁目	28 区画	本庄市民	本庄市	平成 8 年度	6
		児玉町小平	3 区画	本庄市民	本庄市	平成 4 年度	7
就農支援施設	-	-	-	-	-	-	-
農業情報通信施設	-	-	-	-	-	-	-
福祉施設及び医療施設	-	-	-	-	-	-	-
住宅	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

農業就業者育成・確保施設整備状況図（別添付図 4 号）

第8 就業機会の現況及び見通し

1 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別

単位：戸

	総 計	販 売 農 家				自給的農家
		合 計	主 業	準主業	副 業	
平成 22 年	2, 022	978	374	134	470	1, 044
平成 27 年	1, 505	770	302	80	388	735
令和 2 年 (現況)	1, 253	636	262	53	321	617
令和 7 年 (見通し)	1, 010	520	230	30	260	490

(注) 資料：農林業センサス(2010 年、2015 年、2020 年)

推計：今後の予測は、トレンド推計方式(対数)によって算出した。

2 農村産業法等に基づく開発計画の概要

該当なし

3 農業従事者に対する就業相談活動の現況

時 期	推 進 主 体	対象者及び参加人員	内 容
通年	本庄市農政課	新規就農者 59 名	令和 3 年度～令和 5 年 度累計 新規就農相談

(注) 市農政課

4 企業誘致及び企業誘致活動の現況

該当なし

第9 農村生活環境の現況及び見通し

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益地区	受益戸数 (人口)	事業費 (千円)	主要工事又は 主要施設名	事業 主体	事業の着工 完了年度	対図 番号
農村総合整備モデル事業	市内 全域	—	2,300	農道整備 11,568m 集道整備 7,868m 集落排水 182m 農村公園 1ヶ所	埼玉県	平成3年～ 平成11年度	①
農山村集落排水整備モデル事業	都島	280人	123,173	処理施設 1ヶ所 管理施設 1,150m	本庄市	昭和62年～ 昭和63年度	②
農村総合整備モデル事業 集落排水事業	田中	590人	411,000	処理施設 1ヶ所 管理施設 2,529m	本庄市	平成3年～ 平成6年度	③
農村総合整備モデル事業 集落排水事業	宮戸	500人	458,320	処理施設 1ヶ所 管理施設 3,385m	本庄市	平成5年～ 平成8年度	④
農業集落排水統合補助事業	牧西	1,010人	815,879	処理施設 1ヶ所 管理施設 7,205.4m	本庄市	平成9年～ 平成14年度	⑤
農業農村基盤整備事業農山漁村 地域整備交付金	仁手	980人	1,365,718	処理施設 1ヶ所 管理施設 10,828m	本庄市	平成24年～ 平成29年度	⑥
県営防災水利整備事業	児玉	—	100	防火水槽 16ヶ所	埼玉県	平成8年～ 平成9年度	—
県営防災水利整備事業	秋平・ 金屋	—	71.7	防火水槽 12ヶ所	埼玉県	平成10年～ 平成11年度	—
中山間地域総合整備事業	秋平・ 東小平	—	—	農道整備 961m	埼玉県	平成10年～	⑦
農業集落排水資源循環統合補助 事業	滝瀬・ 堀田	880人	906,256	処理施設 1ヶ所 管理施設 6,993m	本庄市	平成16年～ 平成20年度	⑧
新農業構造改善事業	下仁手	75戸 (260人)	—	集落センター 1棟 99.09㎡	下仁手集落 センター 利用組合	昭和55年度	⑨
新農業構造改善事業	旭	706戸 (2,681人)	—	多目的研修施設 1棟 350.5㎡	本庄市	昭和59年度	⑩
新農業構造改善事業	傍示堂	118戸 (489人)	15,730	集落センター 1棟 146.5㎡	傍示堂集落 センター 利用組合	昭和60年度	⑪
新農業構造改善事業	牧西	242戸 (957人)	19,800	構造改善センター 1棟 193.0㎡	牧西構造 改善センター 利用組合	昭和62年度	⑫
新農業構造改善事業	堀田	132戸 (561人)	18,700	集落センター 1棟 180.0㎡	堀田 自治会	昭和63年度	⑬
新農業構造改善事業	山王堂	147戸 (549人)	18,000	集落センター 1棟 165.0㎡	山王堂 自治会	昭和63年度	⑭
農村広場整備	傍示堂	118戸 (489人)	7,500	農村広場 2,003㎡	本庄市	昭和60年度	⑮
農村広場整備	牧西	242戸 (957人)	7,200	農村広場 2,000㎡	本庄市	昭和62年度	⑯
農村広場整備	堀田	132戸 (561人)	7,200	農村広場 1,993㎡	本庄市	昭和63年度	⑰
農村広場整備	小和瀬	129戸 (541人)	5,041	農村広場 2,634㎡	本庄市	平成2年度	⑱
農村広場整備	山王堂	147戸 (549人)	2,163	農村広場 135㎡	本庄市	平成2年度	⑲
農村広場整備	久々宇	126戸 (504人)	—	農村広場 1,117㎡	本庄市	平成2年度	⑳

事業種目	受益地区	受益戸数 (人口)	事業費 (千円)	主要工事又は 主要施設名	事業 主体	事業の着工 完了年度	対図 番号
農村広場整備	仁手	146 戸 (592 人)	29,000	農村公園 3,002 m ²	本庄市	平成 4 年度	21
農山村集落排水整備モデル事業	都島	49 戸 (280 人)	123,173	クリーンセンター 1 棟 31.40 m ²	本庄市	昭和 62 年度 ～昭和 63 年度	22
農村総合整備モデル事業	田中	155 戸 (590 人)	411,000	クリーンセンター 1 棟 145.47 m ²	本庄市	平成 3 年度 ～平成 6 年度	23
農村総合整備モデル事業	宮戸	101 戸 (500 人)	458,320	クリーンセンター 1 棟 96.24 m ²	本庄市	平成 5 年度 ～平成 8 年度	24
農業集落排水統合補助事業	牧西	49 戸 (1,010 人)	815,899	クリーンセンター 1 棟 220.36 m ²	本庄市	平成 9 年度 ～平成 14 年度	25
農業集落排水統合補助事業	滝瀬・堀田	236 戸 (880 人)	906,256	クリーンセンター 1 棟 103.77 m ²	本庄市	平成 16 年度 ～平成 20 年度	26
農業農村基盤整備事業農山漁村 地域整備交付金	仁手		1,365,718	クリーンセンター 1 棟 79.82 m ²	本庄市	平成 24 年度 ～平成 29 年度	27
農林業地域改善対策事業	-	15 戸	16,369	農道整備	児玉町	平成 2 年度	28
農林業地域改善対策事業	-	10 戸	15,223	農道整備	児玉町	平成 2 年度	29
農林業地域改善対策事業	-	7 戸	17,208	農道整備	児玉町	平成 2 年度	30
農林業地域改善対策事業	-	13 戸	15,000	農道整備	児玉町	平成 3 年度	31
新農村地域定住促進対策事業	-	28 戸	22,145	農道整備	児玉町	平成 3 年度	32
県費単独転作条件整備事業	-	11 戸	14,000	農道整備	児玉町	平成 2 年度	33
県費単独転作条件整備事業	-	15 戸	22,428	農道整備	児玉町	平成 5 年度	34
県費単独転作条件整備事業	-	8 戸	14,652	農道整備	児玉町	平成 6 年度	35
新農業構造改善事業	-	66 戸	7,694	連絡道整備	児玉町	平成 4 年度	36
新農業構造改善事業	-	36 戸	12,322	連絡道整備	児玉町	平成 4 年度	37
水田農業確立対策推進事業	-	12 戸	24,984	農道整備	児玉町	平成 4 年度	38
県費単独水環境整備事業	-	9 戸	25,355	水路整備	児玉町	平成 5 年度	39
集落農業総合推進事業	-	103 戸	27,627	農道整備	児玉町	平成 5 年度	40
集落農業総合推進事業	-	230 戸	35,554	農道整備	児玉町	平成 6 年度	41
集落農業総合推進事業	-	230 戸	24,536	農道整備	児玉町	平成 7 年度	42
農業経営基盤強化支援対策事業	-	27 戸	25,012	農道整備	児玉町	平成 7 年度	43
農業経営基盤強化支援対策事業	-	56 戸	69,007	農道整備	児玉町	平成 8 年度	44

農村生活環境整備状況図（別添付図 5 号）

2 農村生活環境整備の問題点

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、今後、多様化・高度化する行政需要に的確に応えるため、現在、本市が抱える生活環境上の安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の問題点を把握・解決していく必要がある。

(1) 安全性

市の将来像実現に向けた政策の柱の一つとして「市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち」を掲げる本市では、市民との協働によるまちづくりの推進、人権を尊重する社会の実現、危機管理体制の強化、防犯対策の推進等に重点的に取り組み、安全・安心なまちづくりを行っているところである。

災害時に迅速な行動が行われるよう地震、風水害等のハザードマップの作成・周知及び防災訓練を通じ、住民の防災意識の高揚を図っていく必要がある。

本市は、市全域にわたり自主防災組織の組織率向上を図るとともに活動を支援し、防災対策の整備、防災意識の高揚、市民や関係機関が参加する防災訓練を行っているが、今後ともこれらの組織を育成強化する。

ア 防災

近年、河川の氾濫、堤防決壊等による大水害はほとんどなく、台風や集中豪雨時の田畑の冠水、女堀川、久城堀、元小山川流域の家屋の床上・床下浸水が若干ある程度で、比較的平穏な状況にある。しかし、女堀川や元小山川及び御陣場川の氾濫が最も危惧されている。このため、河川改修や整備を進め、氾濫の予防に努める必要がある。

イ 防火

消防水利は、消火栓及び防火水槽を設置している。性能点検を実施し、これらが適切に機能するよう努める。初期消火の実効性を図るため、自主防災組織や消防団員の消火活動訓練を推進する必要がある。

また、自然水利の河川や用水路の用水を冬期においても活用できるように、通年通水を図り、効率的な利用を増進する。

ウ 交通安全

本市では、悲惨な交通事故が発生している。特に近年は高齢化の影響から、高齢者が関係した交通事故件数が後を絶たない。

このため、高齢者や子どもの事故防止を重点対策として、安全教育を実施し、安全意識の高揚を図りながら、危険な狭あい道路の解消など様々な観点から交通安全に向けての改善を図っていく必要がある。

エ 防犯

本市では安全なまちづくりを基本に、平成 17 年度からパトロール隊結成や防犯ボランティアを呼びかけ、現在 109 団体が防犯活動を行っている。

今後も防犯体制の充実に向けての支援、パトロール強化、防犯取り組みに対する啓発、防犯灯設置等で犯罪の起きにくいまちづくりを推進する必要がある。

（２）保健性

ア ごみ処理

家庭から発生したごみは、児玉郡市広域市町村圏組合で運営する小山川クリーンセンターにおいて、焼却、破碎等の処理を行っている。また、アルミ・鉄類やペットボトルといった資源物について、民間業者へ引き渡し、再資源化を図っている。

昨今の資源・環境問題で人々の関心が高まるとともに、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」の推進により、環境と経済が両立する循環型社会の構築に向けての活動が日々行われている。

しかし、空き缶、空きペットボトル等が農地、道路、用排水路に不法投棄され、再資源化されていない問題がある。

そのため、市民・事業者への啓発活動によって、不法投棄の防止を推進し、「循環型社会への意識改革」を図る必要がある。

イ 下水道

下水道は、公衆衛生の向上や河川等の水質改善を図り、安全で快適な生活環境を維持するうえで、不可欠な施設である。

合併により計画面積が拡大し、普及率が県平均と比べ低い本市では、その普及率向上が課題である。

今後は、水洗化促進サポーターとの連携による啓発活動を実施しながら、公共下水道や農業集落排水施設の適切な維持管理を図っていく必要があるほか、合併処理浄化槽の普及と適切な維持管理を図る必要がある。

ウ 保健、医療

本市では、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標に掲げ、特定健康診査等やがん検診、健康教育、健康相談などを実施している。しかし、自身の健康状態について、健康であると実感している住民は減少しており、今後一層、保健体制の充実を図っていく必要がある。

医療については、市内の開業医を中心に対応を行っている。また、救急医療体制については本市を中心とした児玉圏域において休日急患診療所（本庄市保健センター内）と在宅当番医制で対応にあたっているが、小児科、産婦人科等の医師不足への不安があり、国・県や地元医師会との検討を行っている。市民が必要な時にすぐに医療提供が受けられ、常に安心した生活が送れるよう救急医療体制の整備等今後一層の充実を図る必要がある。

（３）利便性

近隣都市への交通及び広域交通は、ＪＲ高崎線、ＪＲ八高線、上越・北陸新幹線、関越自動車道、国道 17 号、国道 254 号、国道 462 号などの路線で形成されている。鉄道交通（ＪＲ高崎線）を利用すれば、東京まで約 90 分（新幹線利用で約 50 分）、自動車交通（関越自動車道）を利用すれば東京まで約 45 分と利便性は高い。

また、本市と周辺市町を結ぶ路線バスや市内全域を網羅するデマンドバス、本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトルバスなどが運行している。今後も引き続き、利便性の高い公共交通の維持や確保を図る必要がある。

(4) 快適性

ア 公園緑地

本市には、水源林や生物生息地として重要な役割を果たす山林、農産物の生産の場や美しい田園景観を構成する水田や畑、公園や学校の緑、河川や池の水辺といったさまざまな緑が分布している。

緑の分布は郊外や山間部で多く、市街地で少ない傾向にあるが、緑被率、一人当たりの都市公園面積ともに埼玉県平均を上回っており、身近な緑とのふれあい空間として、公園緑地及び地域の緑の保全とストックの活用を図る必要がある。

イ ふれあい空間

高齢化が急速に進行する中、高齢者人口の増加とともに、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増えている。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、今後も地域で高齢者の生活を支援し、支えあっていくことが重要である。このため老人クラブやサロン等への支援を行うことにより、多世代との交流や高齢者の社会参加を促す必要がある。

(5) 文化性

本市には国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、数多くの指定文化財が存在する。こういった文化財の保存活用の方策を講じ、広く公開することで地域への理解、文化財の保護意識の高揚を図り、有形無形の文化財を継承していく必要がある。

その一環として、農家、非農家を含めた地域の交流の場づくりや地域農業集団、農業生産組織等各種組織の育成強化を通じ、長年育んできた伝統行事や文化・伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝える必要があるとともに、都市住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を行い、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を行う必要がある。

第 10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

1 林業の概況

本市の林野面積は、2,415haで市域の26.9%を占めている（2020年農林業センサス）。

2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点

森林は、豊富な森林資源を活かした林業・木材産業の振興に加え、農産物や特用林産物の生産・加工等を組み合わせた総合的な対策が必要である。また、木質バイオマスの利用、清浄な水や空気、美しい自然景観、農山村特有の伝統文化等の多様な地域資源を活かした産業の育成の推進等による多様な就業機会の創設・確保に向けた幅広い取組が必要である。

3 林業の振興に関する諸計画の概要

（1）埼玉地域森林計画

埼玉地域森林計画区は、埼玉県全域の民有林を対象に、森林整備の基本方針、伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備計画、保安事業の計画など森林施業の指針を策定している。

ア 計画樹立年度	令和4年度（令和5年度変更）
イ 計画期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日
ウ 面積	119,228 ha

（2）本庄市森林整備計画

本市の森林整備計画は、埼玉地域森林計画を上位計画に、森林の諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、公益的機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図ることを目的に策定している。

ア 計画樹立年度	令和4年度
イ 計画期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日

第 11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

1 協定制度の実施状況

本市には、農業振興地域の諸問題の解決を図るための「農業振興地域の整備に関する法律」第 18 条 2 及び 12 の規定による施設の配置及び維持運営に関する協定は、現在のところ締結されていない。

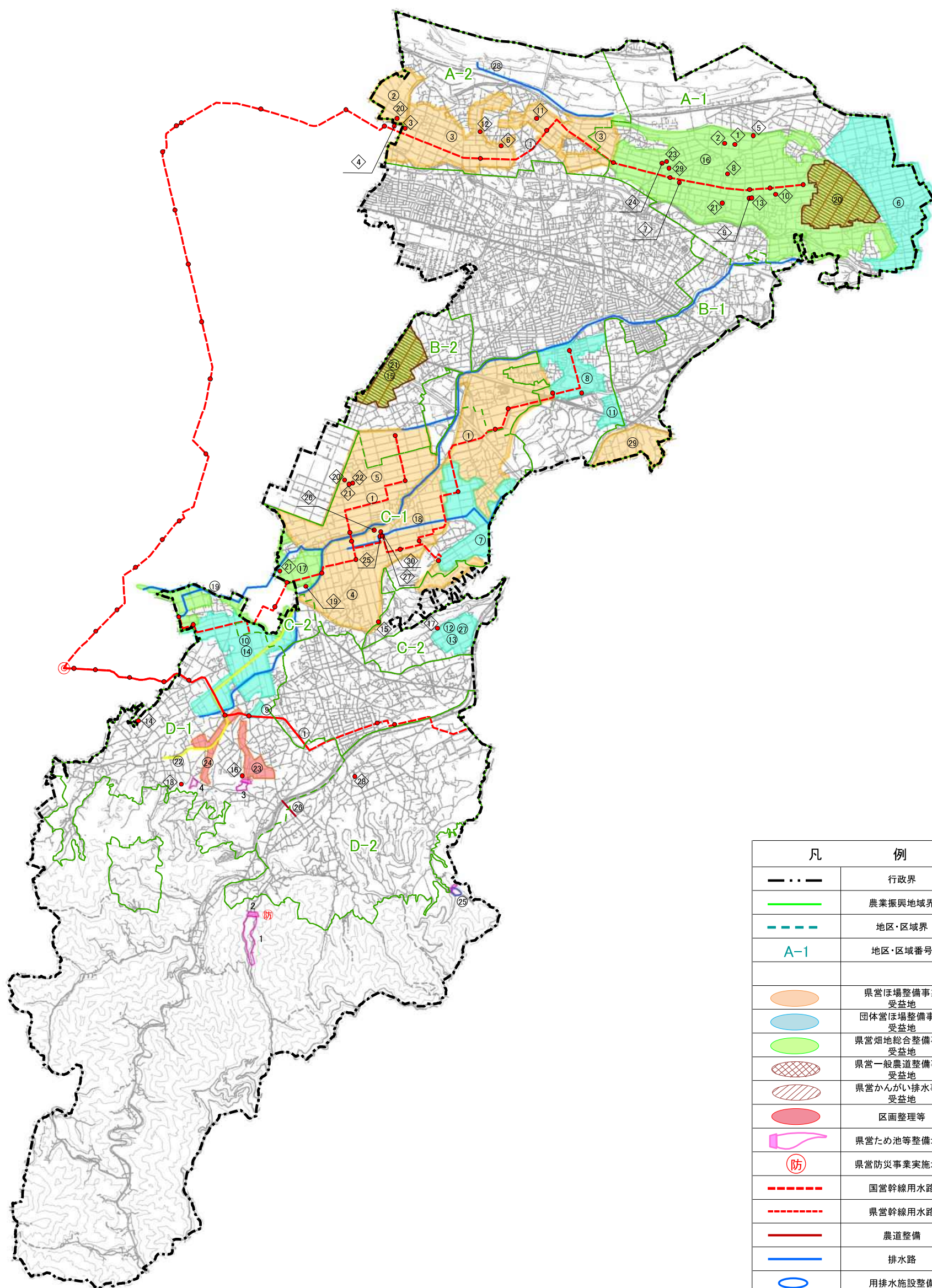
2 交換分合

(1) 実施状況

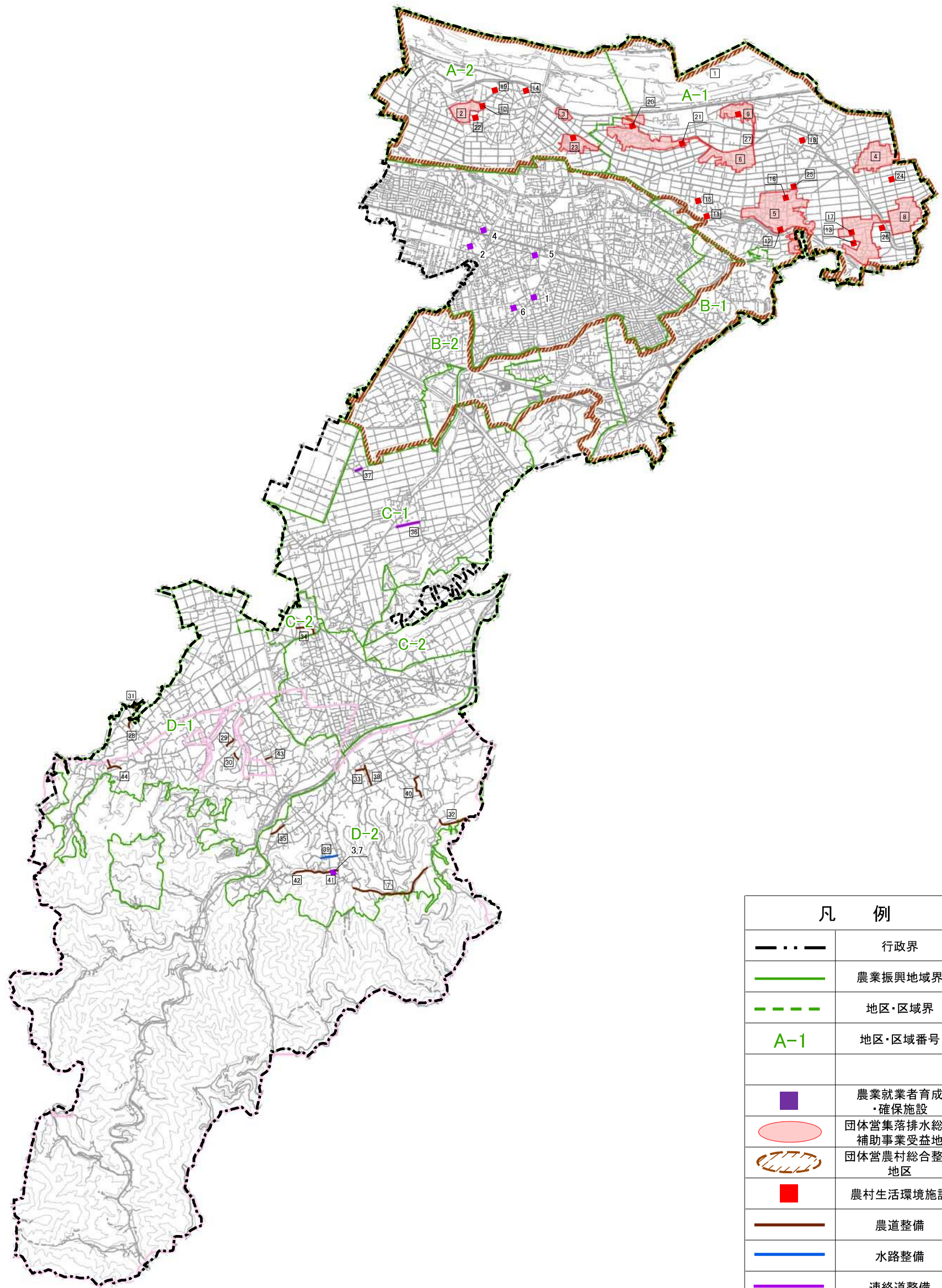
該当なし

(2) 今後の見通し

該当なし



基礎資料付図4号 農業就業者育成・確保施設整備状況図
基礎資料付図5号 農村生活環境整備状況図



凡 例	
	行政界
	農業振興地域界
	地区・区域界
	地区・区域番号
	農業就業者育成・確保施設
	団体営集落排水総合補助事業受益地
	団体営農村総合整備地区
	農村生活環境施設
	農道整備
	水路整備
	連絡道整備
	県営中山間地域総合整備地区

